

資料 1

# 川崎市特別支援教育推進検討委員会 報告

川崎市特別支援教育推進検討委員会

平成 26 年 3 月

## 目次

1. はじめに-----	2
2. 川崎市特別支援教育推進検討委員会の位置づけと 推進計画策定スケジュール-----	4
3. 川崎市特別支援教育推進計画（第1期）の取組状況----	6
4. 川崎市の特別支援教育の現状-----	7
5. 川崎市の特別支援教育の特色とめざす方向性に対する 提案-----	18
6. 検討された5つの柱-----	19
7. 検討された課題解決の方向性-----	20
<参考資料>	
○川崎市特別支援教育推進検討委員会設置要綱-----	32
○川崎市特別支援教育推進検討委員会 専門部会 設置要領-----	34
○共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築 のための特別支援教育の推進（報告）概要-----	35

## 1. はじめに

### (1) 国における特別支援教育の動向

改正学校教育法が平成19年度より施行され、特殊教育から特別支援教育への正式な転換が図られた。これは、これまでの障害のある児童生徒への教育にとどまらず、児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、特別な支援を必要とする全ての児童生徒に対して実施するものである。

この法改正を受け、小・中・高等学校、特別支援学校の学習指導要領が改訂され、平成21年に告示、平成23年度から順次施行されている。

また、内閣府において「障害者の権利に関する条約」の批准に向け、国内法の整備のため、「障がい者制度改革推進会議」が設置され、協議が進められた。その中で、教育に関しては、障害のある児童生徒も可能な限り障害のない児童生徒と一緒に学ぶインクルーシブな教育制度の構築が提起された。この動きを受けて、文部科学省では、中央教育審議会初等中等教育分科会「特別支援教育の在り方に関する特別委員会」において審議が行われた。まとめられた報告書「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム\*構築のための特別支援教育の推進（報告）」（平成24年8月）において以下の方針が明示された。

○共生社会の形成に向けて、「障害者の権利に関する条約」に基づくインクルーシブ教育システムの理念が重要であり、その構築のため、特別支援教育を着実に進めていく必要があると考える。

○インクルーシブ教育システムにおいては、個別の教育的ニーズのある幼児・児童生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要である。小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある「多様な学びの場」を用意しておくことが必要である。

平成24年12月には、文部科学省による「通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査」の結果が公表された。発達障害の可能性のある児童生徒が、小中学校の通常の学級に6.5%在籍するという結果となった。さらに、小学校1年生では、9.8%という結果となった。

\*インクルーシブ教育システム…人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組み

### (2) 神奈川県における特別支援教育の動向

神奈川県では、平成14年3月の「これからの支援教育の在り方（報告）」をうけ、障害の有無にかかわらず、様々な課題を抱えた児童生徒一人一人のニーズに適切に対応していくことを「学校教育」の根幹に据え

(3) 本市の特別支援教育  
に関わる動向

「支援教育」の推進に取り組んでいる。平成 21 年度から特別支援教育の計画策定に向け、「神奈川県特別支援教育推進協議会」を設置し検討を重ねている。

本市の障害者施策は、健康福祉局で策定された障害者計画（平成 21 年度～25 年度）と障害福祉計画（平成 21 年度～26 年度）に基づき、「かわさきノーマライゼーションプラン」としてまとめられている。平成 24 年 3 月に「第 3 次かわさきノーマライゼーションプラン改訂版」が示され、その基本理念として、以下の 3 つの柱があげられている。

基本理念 育ち、学び、働き、暮らす  
地域でふれあい、支え合う  
やさしいまちづくり

教育委員会においては、平成 17 年に「特別支援教育推進計画」を策定し、特別支援教育の 10 年間の方向性を定め、その具体的な施策は、「かわさき教育プラン」の各実行計画の中に反映して、その実現に向け取り組みを進めてきた。

「かわさき教育プラン（第 3 期実行計画）」（平成 23 年 3 月）においては、以下の 6 つの重点施策のもと、特別支援教育に関する 5 つの具体的施策に取り組んでいる。

重点施策

- ・共に生き、共に育つ環境を創り、心を育む
- ・地域の中の学校を創る
- ・学校の教育力を高め、確かな学力を育成する
- ・「まち」の強みを活かして川崎に育つ子どもに将来の夢を育む
- ・安全・安心で快適な教育環境を創る
- ・共に学び、楽しみ、活動する生涯学習社会を創る

特別支援教育の 5 つの施策

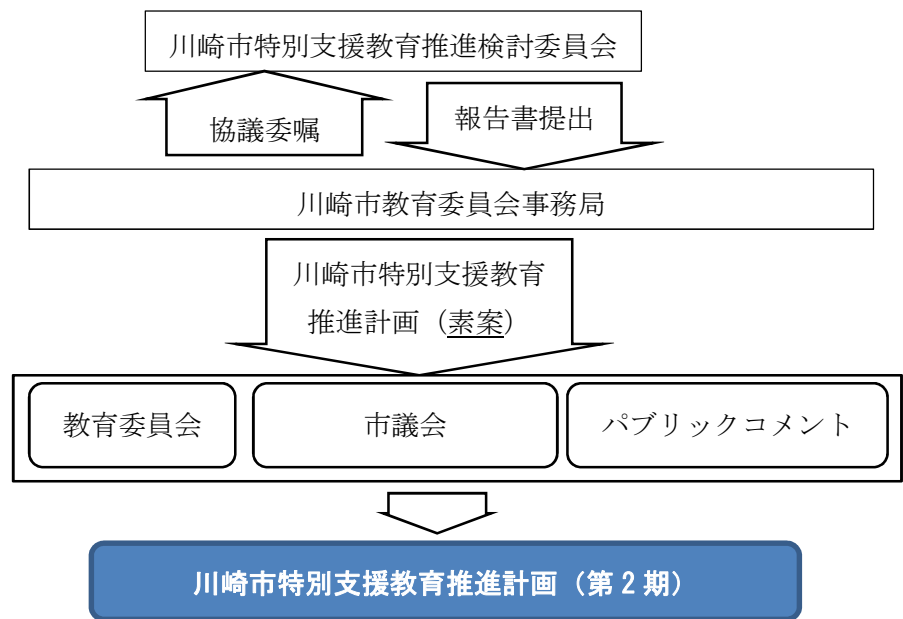
- ・小・中・高等学校等における特別支援教育の推進
- ・聾学校の専門性の向上と養護学校分教室の整備
- ・田島養護学校の再編整備の推進
- ・重複障害特別支援学級の再編整備の推進
- ・通級指導教室の整備と拡充

以上の国、県、本市の特別支援教育に関わる動向を踏まえて、本市の教育資源を効果的に活用し、将来のより良い特別支援教育の推進に向け、「川崎市特別支援教育推進検討委員会」を設置し協議を重ねてきた。

ここに、平成 24 年度から 2 年間の協議をまとめ、「川崎市特別支援教育推進検討委員会報告」とする。

## 2. 川崎市特別支援教育推進検討委員会の位置づけと 推進計画策定スケジュール

(1) 川崎市特別支援教育  
推進検討委員会の位置  
づけ



(2) 川崎市特別支援教育  
推進検討委員会名簿

委員名簿

	領域	氏名	所属
1	学識経験者	関戸 英紀	横浜国立大学教授
2		笹森 洋樹	国立特別支援教育総合研究所 総括研究員
3	市民代表	明石 洋子	川崎市自閉症協会会長
4		井田 正敏	川崎市障害福祉施設事業協会
5		名古屋 洋一	市 PTA 連絡協議会代表 (理事)
6	保護者代表	板垣 ひとみ	特別支援学校 PTA 会長代表
7		高橋 恵子	通級指導教室親の会代表
8		伊藤 慈 小松 紀子	中学校特別支援学級保護者代表(H24) 県立特別支援学校保護者代表 (H25)
9	学校関係者	中西 伸夫	特別支援学校校長代表
10		中島 慎一	小学校長会代表
11		菅原 隆雄	中学校長会代表 (H24)
		伊藤 一晴	中学校長会代表 (H25)
12		鈴木 朱美	教職員代表

### 事務局名簿

氏名	所属
亀川 栄	総合企画局 企画調整課長 (H24)
中村 茂	総合企画局 企画調整担当部長 (H25)
三田村 有也	行財政改革室 担当課長 (H25)
左近 志保	健康福祉局 障害計画課長 (H24)
川島 伸一	健康福祉局 障害計画課長 (H25)
山口 佳宏	市民・こども局 こども福祉課長 (H24)
野神 昭雄	市民・こども局 こども福祉課長 (H25)
島田 秀雄	学校教育部指導課長
巴 好子	特別支援教育センター室長 (H24)
増田 亨	特別支援教育センター室長 (H25)
上杉 忠司	学校教育部 指導課担当課長
古俣 和明	学校教育部 指導課 特別支援教育係長
栗山 八寿子	学校教育部 指導課指導主事
稲葉 武	特別支援教育センター指導主事
廣瀬 浩幸	学校教育部 指導課 特別支援教育係職員

### (3) 川崎市特別支援教育 推進計画（第2期）策 定までのスケジュール

	内容
平成24年度	第1回 6月1日（教育文化会館） 第2回 9月7日（豊学校・養護学校分教室） 特別支援教育フォーラム（10月17日：高津市民館） 第3回 11月2日（教育文化会館） 第4回 1月25日（御幸小学校） 中間まとめ作成
平成25年度	第5回 5月10日（教育文化会館） 第6回 7月12日（御幸中学校） 第7回 9月11日（教育文化会館） 第8回 11月8日（教育文化会館） 報告書作成
平成26年度	報告書と第2期特別支援教育推進計画（素案）作成 パブリックコメント 川崎市特別支援教育推進計画（第2期）策定

### 3. 川崎市特別支援教育推進計画（第1期）の取組状況

重点 施策	推進計画	成果と課題（○成果 ◆課題）
(1) 聾学校の 整備	①0～2歳児相談体制 ・通級による指導・ 巡回指導 ・センター的役割 ・進路指導や教育課程 の充実	○非常勤職員による乳幼児相談体制を確立 ○聴覚障害教育センターとして公開研修会、地域支援、通級指導を実施 ○聴覚障害教員や言語聴覚士を配置することで、聴覚教育の専門性を 向上 ○新型FM補聴システムにより聴覚教育環境の充実 ◆聾学校の在り方についての検討が必要
養護学 校の整 備	②総合的養護学校とし て整備 ・田島養護学校の医療 的ケア体制整備 ・小学部設置を分校又 は分教室として設置 ・センター的役割	○平成26年度に、田島養護学校を知肢併置の特別支援学校として再 編予定 ○医療的ケア運営委員会を設置し、医療的ケア看護師を配置し、医療 的ケアを実施 ○平成26年度に、大戸小学校と稲田小学校の重複障害特別支援学級 を養護学校小学部に再編予定 ◆小学部の分校又は分教室の方向で検討が必要 ○地域支援と公開研修会の充実
	③社会自立を目指し、 高等養護学校の設置 検討	○平成23年度に聾学校内に養護学校分教室を開設し、高等特別支援 （養護）学校同様に職業教育中心の教育課程を実施
	④居住地交流の推進	○要項を定め、居住地交流を実施
(2) 小・中学 校にお ける特 別支援 教育の 体制整 備	①多様な形態の通級が できる特別支援教室 の設置研究	◆国の定員措置等がないが、多くの学校において、校内で取り出し指 導が行われているため、効果的な体制についての研究が必要
	②校内支援体制づくり ・通級指導教室の教育 相談及び巡回相談シ ステム整備	○全ての小・中学校で特別支援教育コーディネーターを指名し校内支 援体制を整備し、発達障害に関する管理職及び教職員への研修実施 ○巡回相談員、巡回指導員による学校支援体制を整備 ◆特別支援教育コーディネーターがより活動に専念できる体制づく りが必要 ○小学校情緒関連通級指導教室を全区に開設し、中学校情緒関連通級 指導教室を2校に開設 ◆通級指導教室の専門性を活かしたセンター的機能について検討が 必要 ◆発達障害のある生徒に対する後期中等教育の在り方の検討が必要

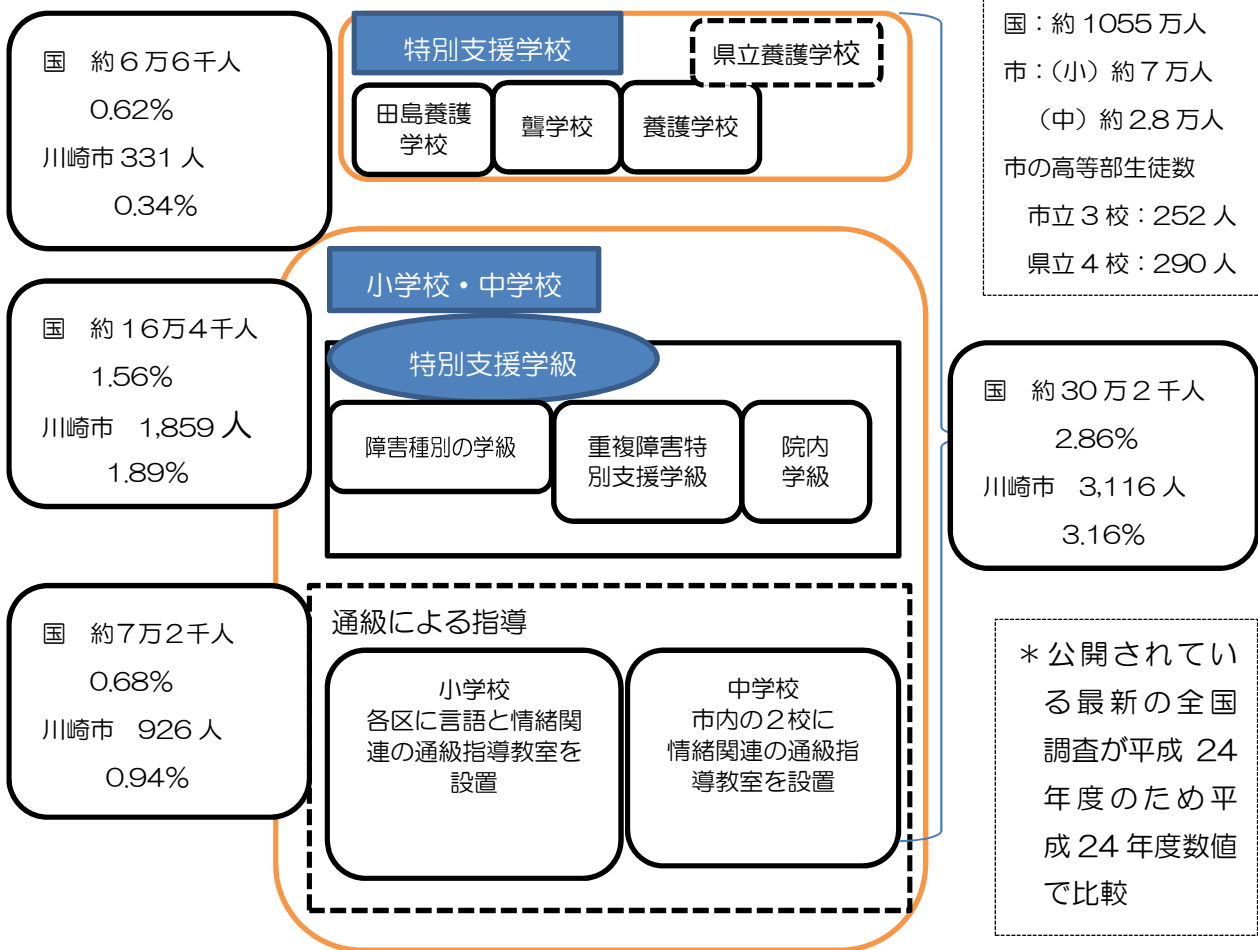
## 4. 川崎市の特別支援教育の現状

### (1) 川崎市の特別支援教育の現状

川崎市の特別支援教育は、市立の特別支援学校を3校設置し、障害に応じた専門的な教育の実践を重ねるとともに、小学校に重複障害児童の学びの場として「重複障害特別支援学級」を設置し、小学校児童との日常的な交流と共に、特別支援学校に準じた障害に応じた専門的な教育を実施してきた。

さらに、全ての小・中学校に特別支援学級を設置し、地域で共に学び共に育つ教育を推進するとともに、小・中学校の通常の学級及び高等学校に在籍する発達障害等の特別な教育的ニーズのある児童生徒に対しても、コーディネーターを中心とした校内の支援体制整備に取り組んできた。さらに、専門的な学びの場として小学校では、各区に言語と情緒関連通級指導教室を設置し、中学校では、情緒関連通級指導教室を2校、聾学校に難聴通級指導教室を設置するなど、教育的ニーズに応じた多様な学びの場の充実に取り組んできた。

#### ①全国と川崎市の義務教育段階の特別支援教育の現状比較（平成24年度）



国 通常の学級に6.5%程度の発達障害の可能性のある児童生徒が在籍（H24 全国調査結果報告より）

内訳：小学校 7.7%（小1年 9.8% 小6年 6.3%）中学校 4.0%（中1年 4.8% 中3年 3.2%）

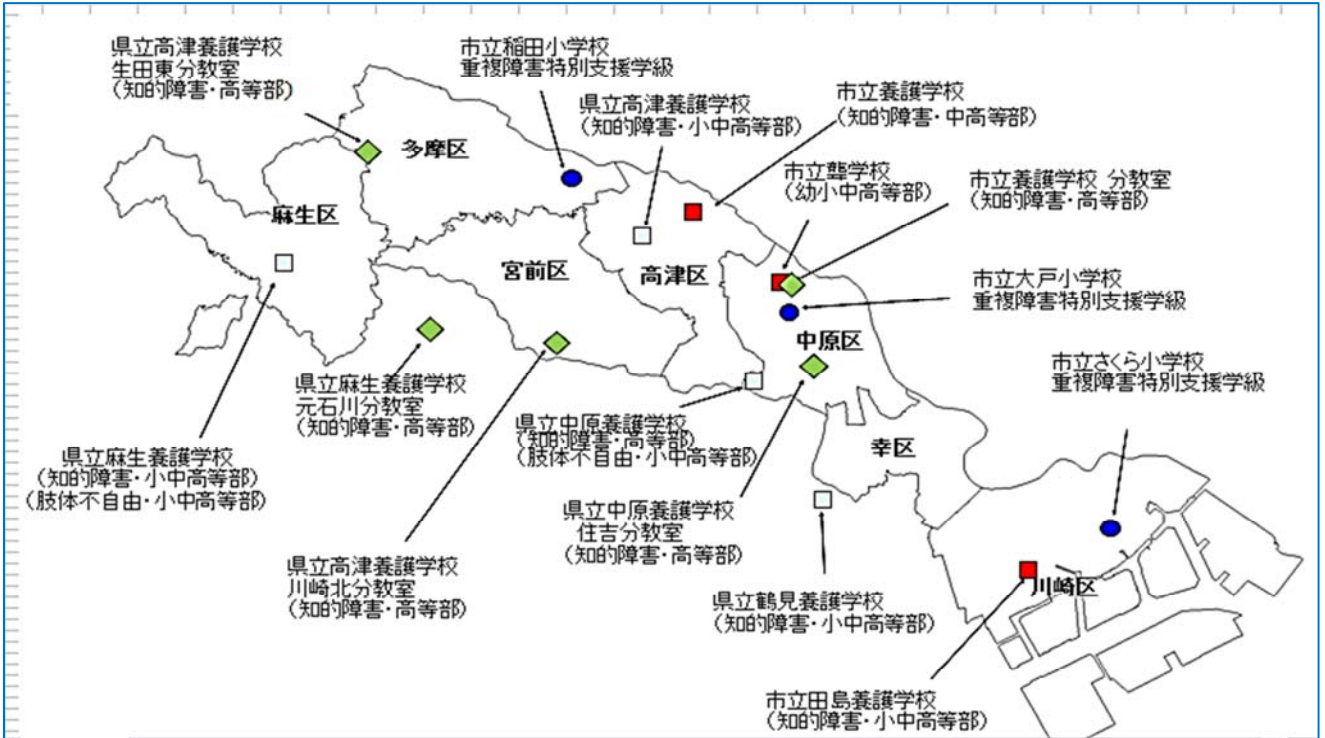
国 約69万人 川崎市 約6,400人



## (2) 川崎市の特別支援学校の現状

川崎市域は、県立の特別支援学校 4 校と市立の特別支援学校 3 校とその高等部の分教室が設置されている。その他に、小学校内に重複障害特別支援学級を設置し、特別支援学校小学部と同様の重複障害児童の学びの場が設置されている。

### ①川崎市の特別支援学校と重複障害特別支援学級の配置図



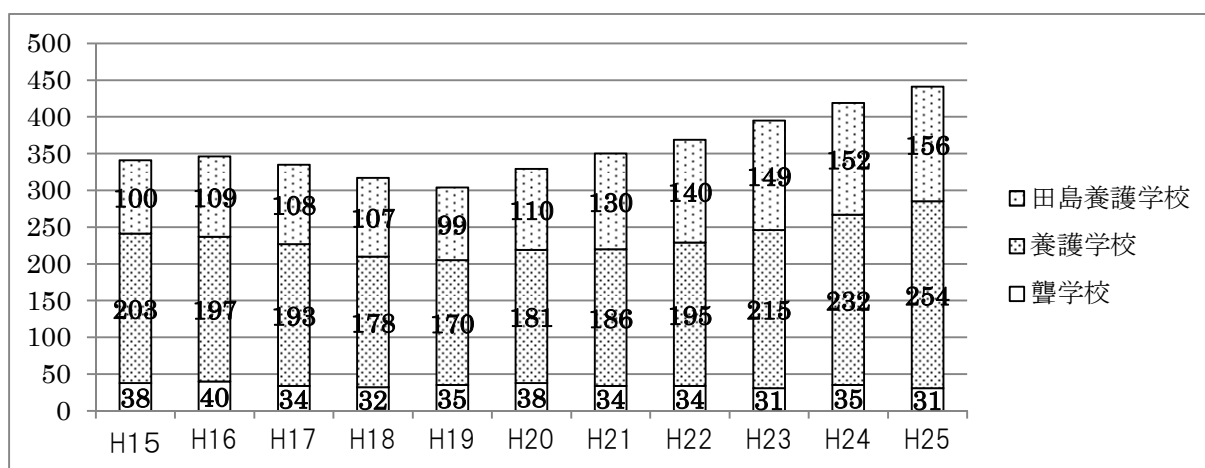
知的障害の市立特別支援学校 2 校の在籍児童生徒数は、平成 19 年度以降増加傾向にあり、中でも高等部の生徒数の増加が顕著である。これは、神奈川県や国全体でも同様の増加傾向がみられる。川崎市は、人口の増加が平成 30 年代の半ばまで続くことが想定されており、知的障害の特別支援学校の在籍児童生徒の増加に対して、設置義務のある県教育委員会と連携した取り組みが、喫緊の課題である。

それに対し、県教育委員会は、高等学校内に県立特別支援学校の分教室を設置し、本市においては、田島養護学校の再編整備に着手し、また、聾学校内に養護学校の分教室を設置し、生徒の増加に対応してきた。

### ②川崎市域の特別支援学校の設置の推移

障害種別	学校	平成 15 年度	平成 25 年度
知的障害教育部門	県立特別支援学校	3 校	4 校
	県立特別支援学校高等部分教室	0 教室	5 教室
	市立特別支援学校	2 校	2 校
	市立特別支援学校高等部分教室	0 教室	1 教室
肢体不自由教育部門	県立特別支援学校	1 校	2 校
聴覚障害教育部門	市立聾学校	1 校	1 校

### ③市立特別支援学校の在籍児童生徒数の推移



それぞれの学校において、校舎開設時の総定数を大幅に上回る児童生徒数になっており、暫くの間は在籍数の変化があまりみられなかったが、平成19年度以降は、年々増加傾向が続いている。

在籍児童生徒数の増加傾向に対して、10年の間に県立麻生養護学校（知肢併置）が開設され、県立特別支援学校高等部分教室5教室と市立特別支援学校高等部分教室1教室が開設された。平成26年度の市立田島養護学校の再編整備により、さらなる受入定員の拡充が図られる。

### ④市立特別支援学校の就労状況

項目		平成20年度 卒業	平成21年度 卒業	平成22年度 卒業	平成23年度 卒業	平成24年度 卒業	平成25年度 卒業*
卒業時 就職率	卒業時就職 数／卒業生 数	10人/66人 15.2%	13人/70人 18.6%	17人/61人 27.9%	12人/84人 14.3%	14人/75人 18.7%	23人/79人 29.1%
3年間 定着率	3年間就労 継続者数／ 卒業時就職 者数	9人/10人 90%	11人/13人 84.6%	13人/17人 76.5%			
21歳 時就職 率	21歳時就 職者数／卒 業生数	17人/66人 25.8%	16人/70人 22.9%	19人/61人 31.1%			

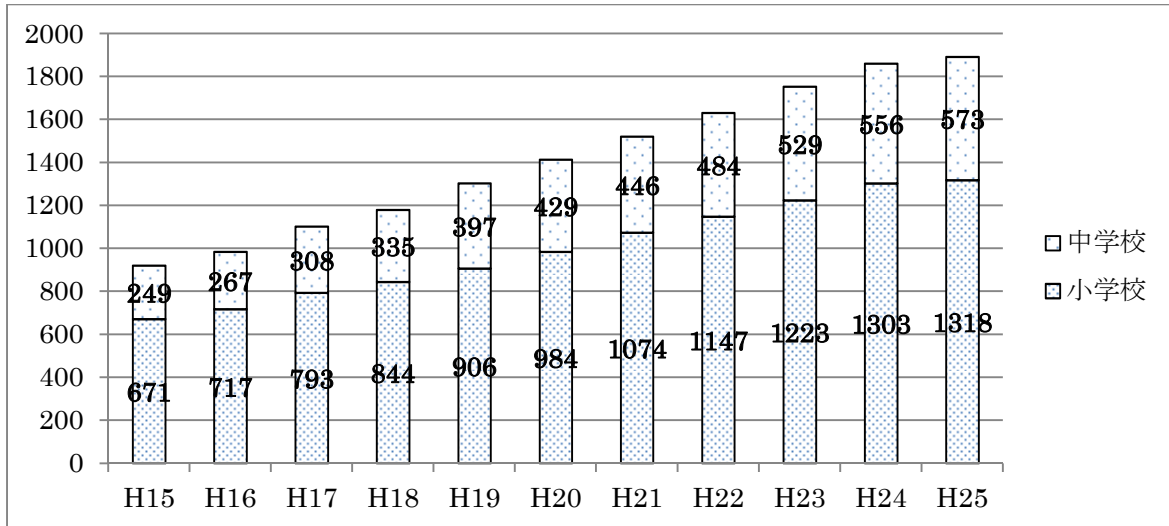
市立特別支援学校の卒業生は、年度によって大きな違いがあるが、平成20年度から25年度までの6年間で平均すると企業への就労率は約20.6%となる。高等部の生徒の障害状況の変化に応じ、軽度の障害生徒に応じた社会的自立をめざした教育の推進が求められる。

\*平成25年度から、市立養護学校分教室の卒業生の数が加算されている。

### (3) 川崎市の特別支援学級の現状

市立小・中学校の特別支援学級在籍児童生徒数は、顕著な増加傾向を示しており、10年間で約2倍の増加となっている。地域で学び育てることを大切にし、現在、全ての小・中学校に特別支援学級が設置されている。しかし、各学校の特別支援学級は、在籍児童生徒数が増加し、その障害も多様化しており、障害に応じた専門的な教育や一人一人の教育的ニーズに応じた支援の在り方が課題となっている。

#### ①特別支援学級在籍児童生徒数の推移



平成15年度から10年間で特別支援学級の在籍児童生徒数は、小学校では671人から1,318人へ約2.0倍の増加、中学校は249人から573人へ約2.3倍の増加となっている。

#### ②特別支援学級の設置の推移

障害種別	学校種	平成15年度		平成25年度			
		学級	人数	学級	人数	合計人数	
知的障害	小学校	107	309	405	127	521	765
	中学校	44	96		57	244	
肢体不自由	小学校	53	56	70	50	71	89
	中学校	13	14		14	18	
病虚弱	小学校	32	36	55	47	57	76
	中学校	15	19		16	19	
弱視	小学校	2	3	3	16	17	22
	中学校	0	0		5	5	
難聴	小学校	17	18	26	25	25	34
	中学校	8	8		9	9	
自閉症・情緒障害	小学校	100	249	361	132	627	905
	中学校	46	112		57	278	
合計	小学校	311	671	920	397	1318	1891
	中学校	126	249		158	573	

平成15年度から10年間で障害種別にみると、知的障害が、405人から765人へ約1.9倍の増加、自閉症・情緒障害が、361人から905人へ約2.5倍の増加となっている。

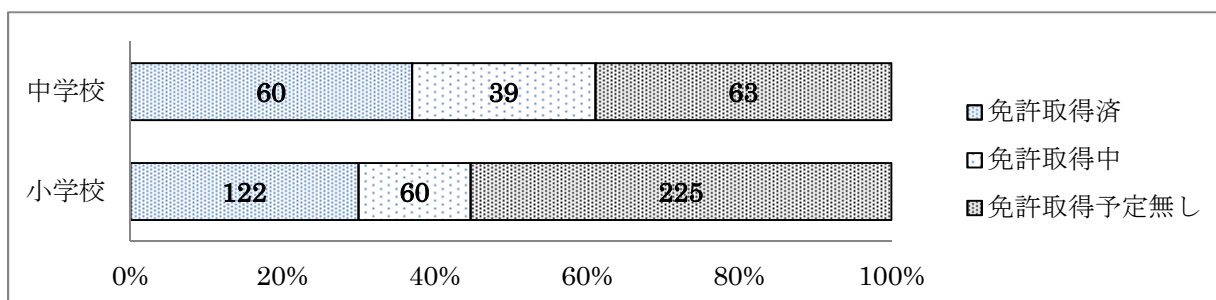
③特別支援学級学年別児童生徒数（平成25年度 5月1日現在）

	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
小学校	168	174	254	229	257	236	1,318
中学校	189	192	192				573

学年別の在籍児童数をみると、小学校では、低学年より中・高学年の方が多い。それは、途中から特別支援学級へ入級する児童が多くいることを示している。

④特別支援学級の特別支援学校教員免許取得率

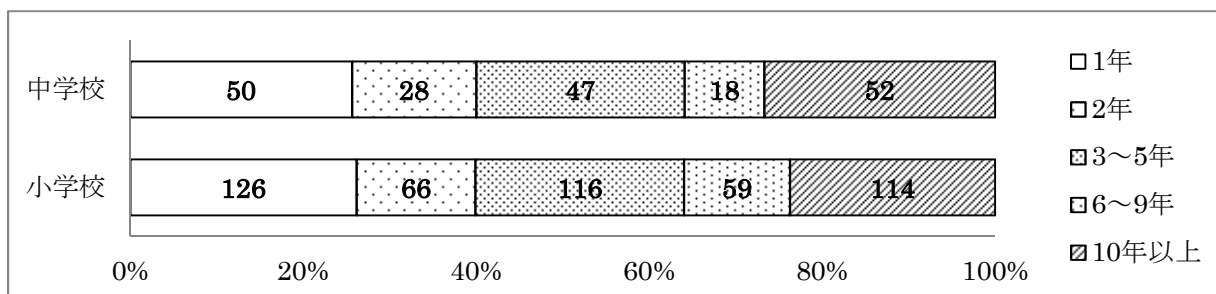
（平成24年度特別支援学級担当者連絡協議会アンケート調査結果）



特別支援学級の担任の特別支援学校教員免許の取得者は3～4割程度であり、特別支援教育の専門性をもつ教員の養成や配置が課題となっている。

⑤特別支援学級の担任の経験年数

（平成24年度特別支援学級担当者連絡協議会アンケート調査結果）



特別支援学級担当経験年数も2年未満が4割程度となっており、障害に応じた指導などの専門性の養成が課題となっている。

⑥院内学級の指導児童生徒数（5月1日現在）

	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
小学校（稗原小）	3	4	4	4	6	4	4	2	2
学習参加		1	2	3	3	3	2	5	4
中学校（菅生中）	2	0	1	2	0	0	1	1	1
学習参加	0	1	0	2	0	0	0	3	7

院内学級の在籍児童生徒数は年々減少し、入院期間の短縮に伴ってこの傾向は続くと考えられる。中学校は、21年度の途中（9月）に開級したが、22年度は閉級し、23年度開級となっている。その一方、短期入院の児童生徒で在籍を院内学級に移さずに学習支援を受けている学習参加者は増加しており、10名以上になっている。

#### (4) 川崎市の通級指導教室の現状

本市における通級指導教室は、「ことばの教室」と称した言語の通級指導教室からスタートし、教育実践を積み重ねてきた。情緒関連\*の通級指導教室は、菅小学校での研究実践を経て、情緒障害の教室をスタートし、LD、AD/HDの教室を新たに設置し、「情緒関連通級指導教室」と称してきた。

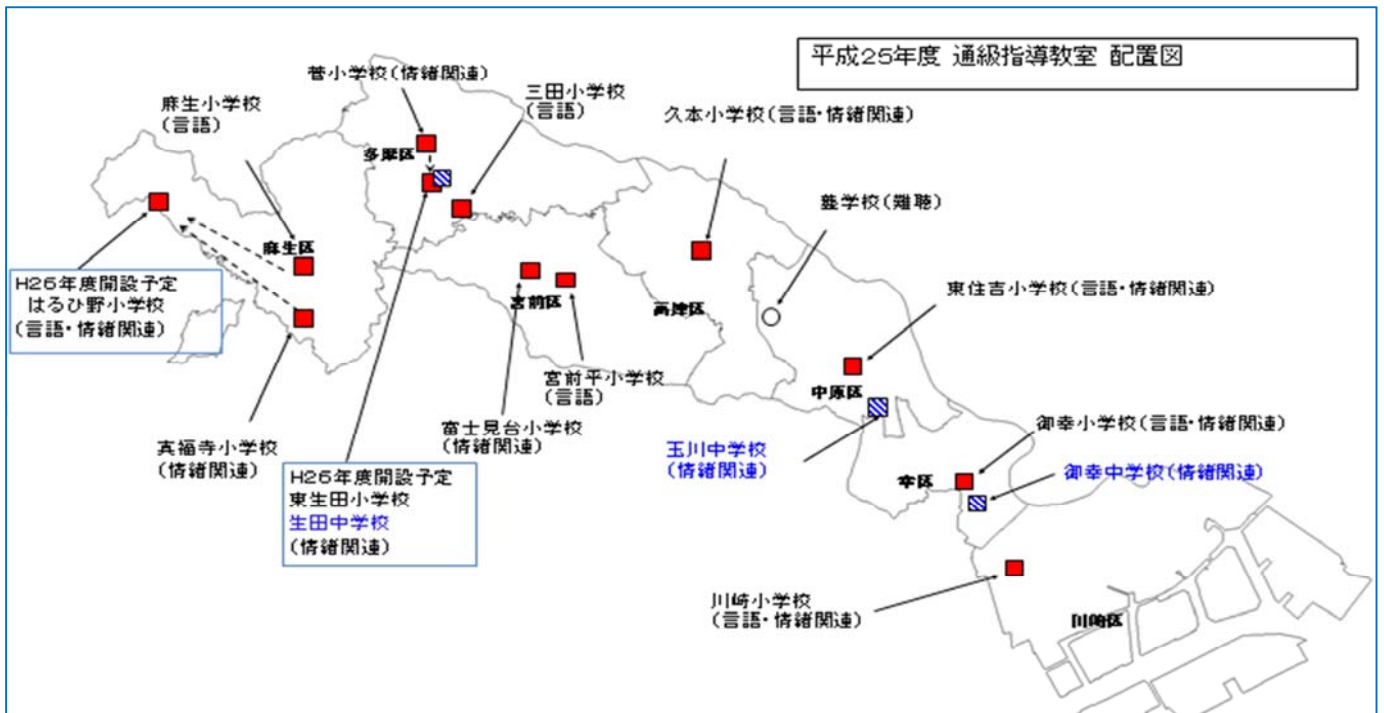
現在、小学校においては、7区すべてに言語と情緒関連の通級指導教室が設置されている。さらに、通級児童の増加による施設の狭隘状況の解消に向け、平成26年度からの指導開始をめざし、東生田小学校とはるひ野小学校に施設が進められている。

中学校においては、南部・中部・北部の3校体制を目標に、現在、御幸中学校と玉川中学校にLD、AD/HDの通級指導教室を開設し、平成26年度、生田中学校の通級指導教室開設に向けた準備が進められている。

通級指導教室担当教員の世代交代もあり、担当教員の養成や専門性の向上等の研修が課題となっている。

\*情緒関連通級指導教室…本市では、情緒障害と学習障害とAD/HDの学級をまとめて情緒関連通級指導教室と称している。なお、自閉症の学級は未設置。

##### ①川崎市の通級指導教室の配置図

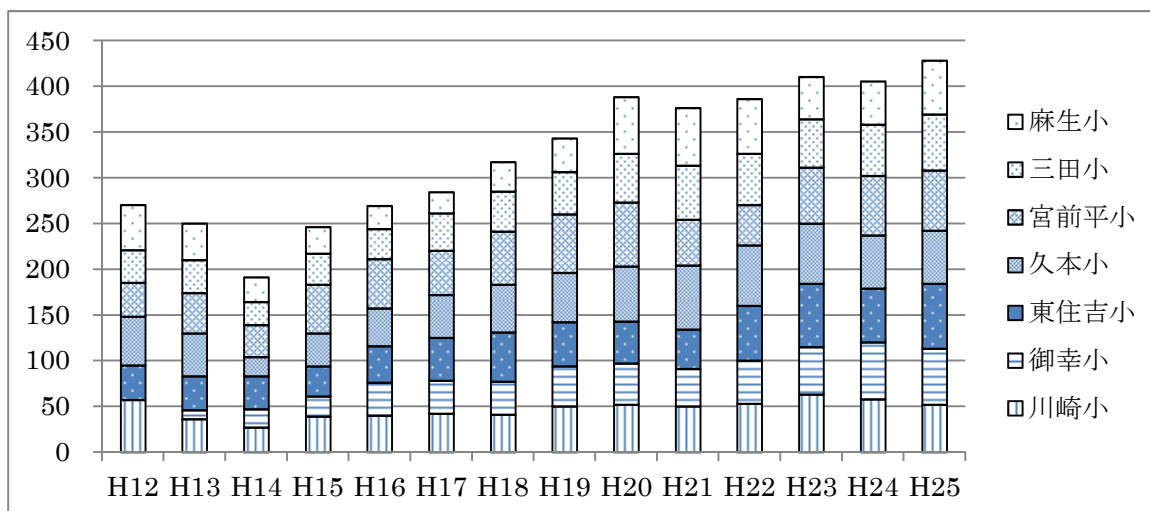


##### ②通級指導教室設置の現状

障害種別	学校	平成15年度	平成25年度
情緒関連	小学校	1校	7校
	中学校	0校	2校
言語障害	小学校	7校	7校
聴覚	市立聾学校	0校	1校

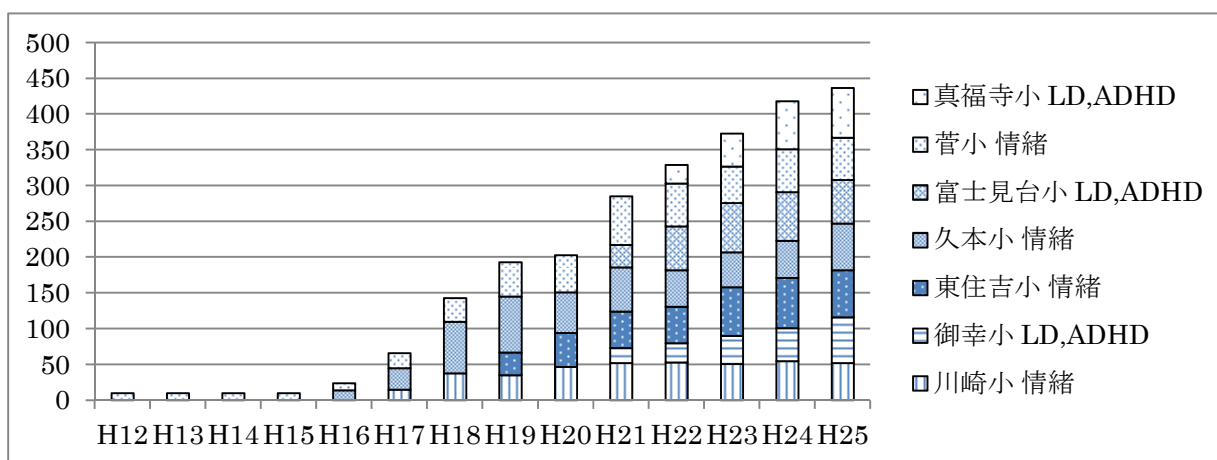
小学校においては、各区に言語と情緒関連の通級指導教室が整備されており、中学校においては、南部・中部・北部に情緒関連の通級指導教室を整備する予定である。

### ③小学校言語通級指導教室に通級している児童数の増加



小学校の言語通級指導教室は、平成 13 年度に各区に 1 校設置が完了した。その後も、通級児童数の増加傾向が続いている。

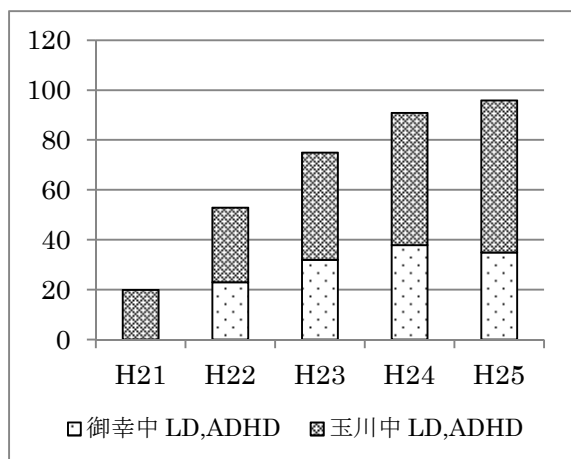
### ④小学校情緒関連通級指導教室に通級している児童数の増加



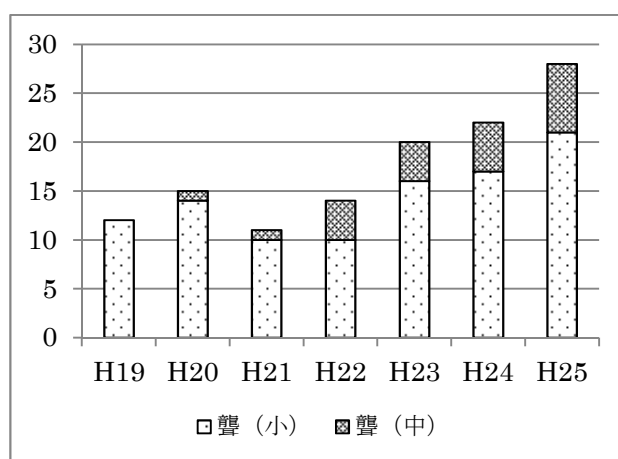
小学校情緒関連通級指導教室は、平成 12 年度に発達障害の可能性のある児童に対する専門的な教育の場として菅小学校に設置され、その後、実践研究に基づき、かわさき教育プランにおいて、各区に 1 校設置の方針が示され、平成 22 年度に 7 校に設置された。

5 月 1 日時点で通級している児童数は、各区に整備された平成 22 年度から平成 25 年度にかけ 329 名から 437 名となり約 1.3 倍に増加している。この増加傾向は今後も続くことが予想され、その対応が課題となっている。

⑤中学校情緒関連通級指導教室生徒数の推移



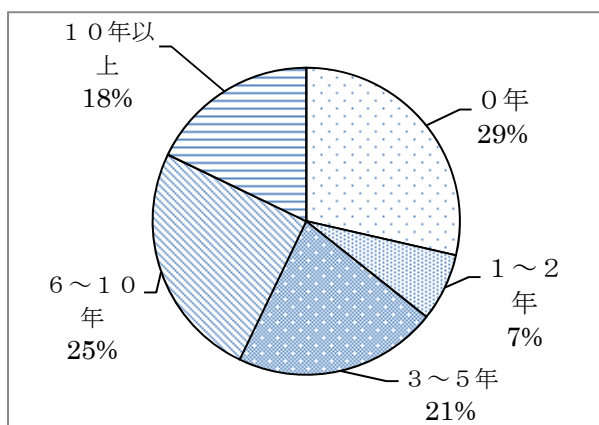
⑥難聴通級指導教室児童生徒数の推移



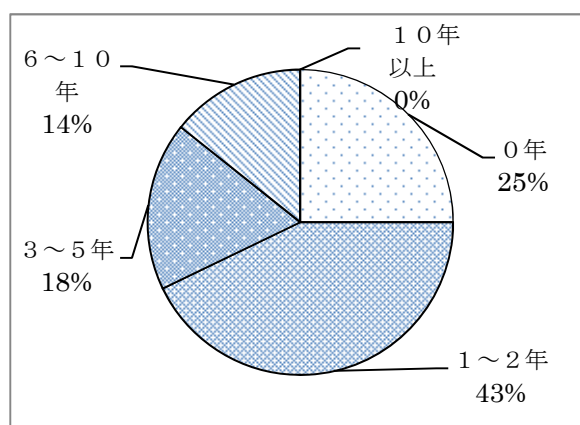
中学校の情緒関連通級指導教室の在籍生徒数も、グラフのように増加傾向がみられる。さらに、小学校の情緒関連通級指導教室の在籍者の状況から、将来のさらなる増加が想定される。

聾学校の難聴通級指導教室は、通常の学級に在籍している難聴の児童生徒へ周知が図られ、平成21年度から増加傾向が続いている。

⑦言語通級指導教室担当者の経験年数（H24）



⑧情緒関連通級指導教室担当者の経験年数（H24）



言語の通級指導教室の豊かな経験をもつ教員の退職や情緒関連の通級指導教室の増設により、経験年数の短い教員の割合が多い。そのため、教員の研修の充実や中核となる教員の養成が課題である。

## (5) 川崎市の通常の学級における特別支援教育の現状

本市においては、通常の学級に在籍する発達障害等の特別な教育的ニーズのある児童生徒に対して平成 16 年度より校内支援体制作りに取り組み、小・中学校において特別支援教育コーディネーター\*を指名し、そのコーディネーターを中心に校内委員会の開催、校内研修会、専門機関との連携等の実践を重ねてきた。校内委員会で検討した件数の明らかな増加は、今まで支援が必要だと気づかれなかった児童生徒に対する気づきが促進したと捉えることもできる。また、支援を必要とする児童生徒に対する学校全体での情報共有が進んだと考えられる。しかし、学校の校内事情や特別支援教育コーディネーターの活動等によって校内支援体制の整備状況には差が生じている。また、特別支援教育コーディネーターの経験年数は、3 年以内が多く、経験を積み重ねるのが難しいなどの課題や、半数以上が学級担任をしながらコーディネーター業務に取り組んでいるため、活動に専念できる時間の確保が難しいなどの課題が明らかになってきた。

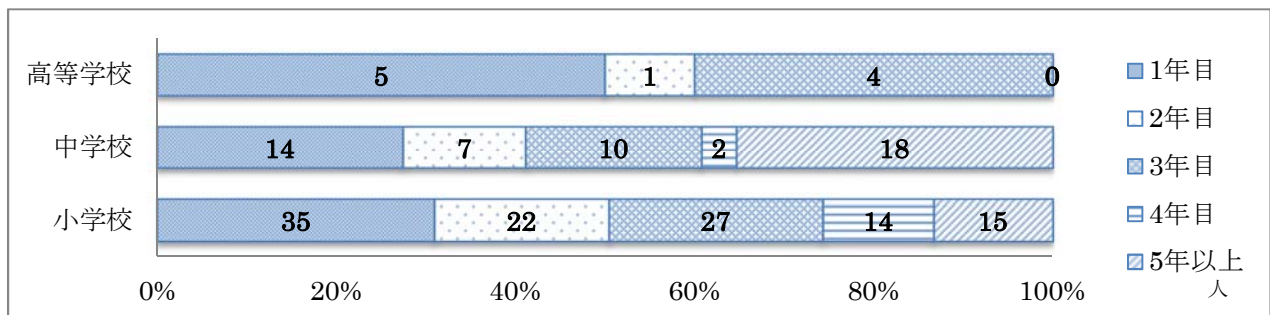
\*小学校では、平成 24 年度特別支援教育コーディネーターの機能を拡充し児童支援コーディネーターと称して専任化に向けて取り組んでいる（平成 25 年度は 35 校）。そのため、特別支援教育コーディネーターと児童支援コーディネーターを合わせて、コーディネーターと表記する。

### ①通常の学級における特別支援教育体制の現状

学校種	学校	平成 21 年度	平成 24 年度
小学校	コーディネーター指名	114 校 100%	113 校 100%
	校内委員会設置	114 校 100%	113 校 100%
	校内委員会等で検討した件数	2905 件	4803 件
中学校	コーディネーター指名	51 校 100%	51 校 100%
	校内委員会設置	51 校 100%	51 校 100%
	校内委員会等で検討した件数	556 件	881 件
高等学校	コーディネーター指名	10 校 100%	10 校 100%
	校内委員会設置	10 校 100%	10 校 100%
	校内委員会等で検討した件数	8 件	130 件

特別な支援が必要な児童生徒に対して、その理解や支援の在り方について校内委員会で検討した件数は、小学校で 2,905 件から 4,803 件へ、中学校で 556 件から 881 件へ、高等学校で 8 件から 130 件へ増加している。これは、特別支援教育体制の推進により、各学校において支援を必要とする児童生徒に対する気づきが促進された成果と考えることができる。

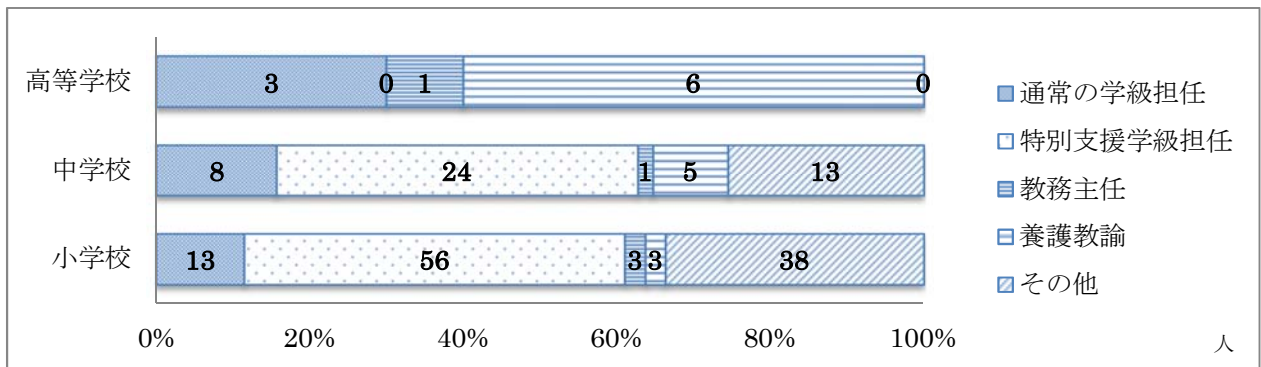
### ②コーディネーターの経験年数（平成 24 年度）



経験年数が 2 年以下の割合は、約半分程度であり、継続による専門性の向上を図ることが課題と考えられる。

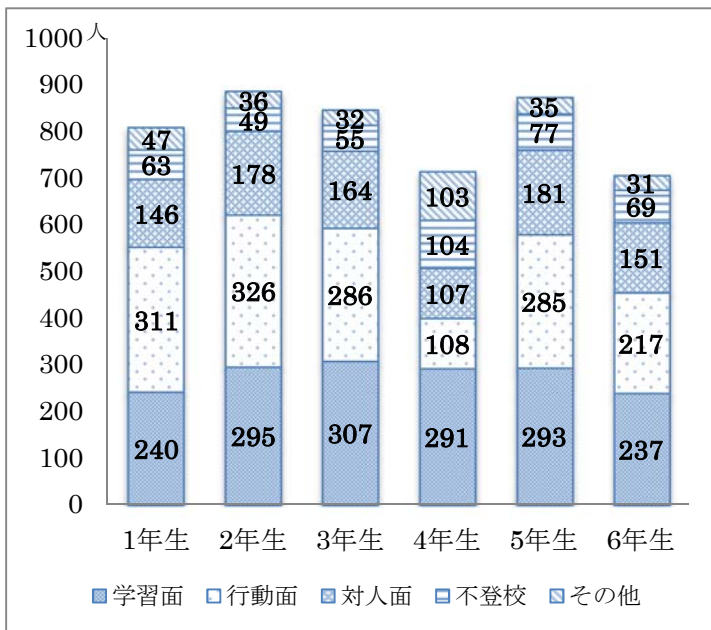


③コーディネーターの兼務状況（平成 24 年度）

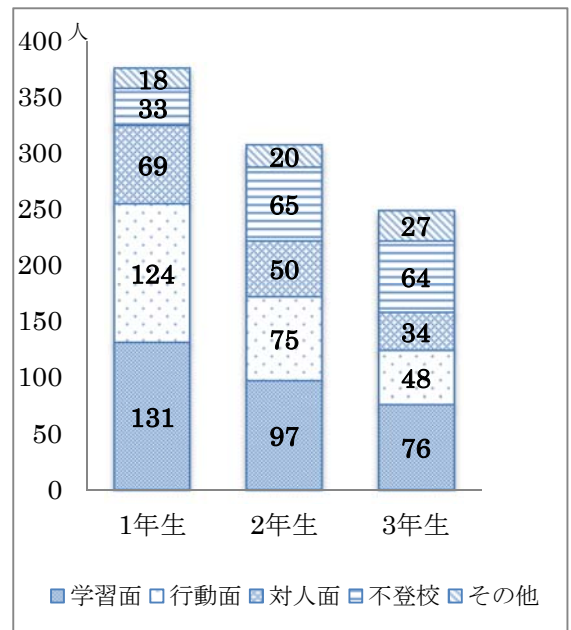


小・中学校において、コーディネーターの約 6 割は、通常の学級か特別支援学級の担任と兼務している。そこで、本市では平成 24 年度、小学校 7 校においてコーディネーターがその業務に専念できる環境を整えるモデル事業を開始した。平成 25 年度には小学校 35 校において専任化されたコーディネーター（児童支援コーディネーター）が校内の全ての教育的ニーズのある児童を対象とした支援活動の推進役として活動している。

④小学校の校内委員会検討内容の分析（平成 24 年度）

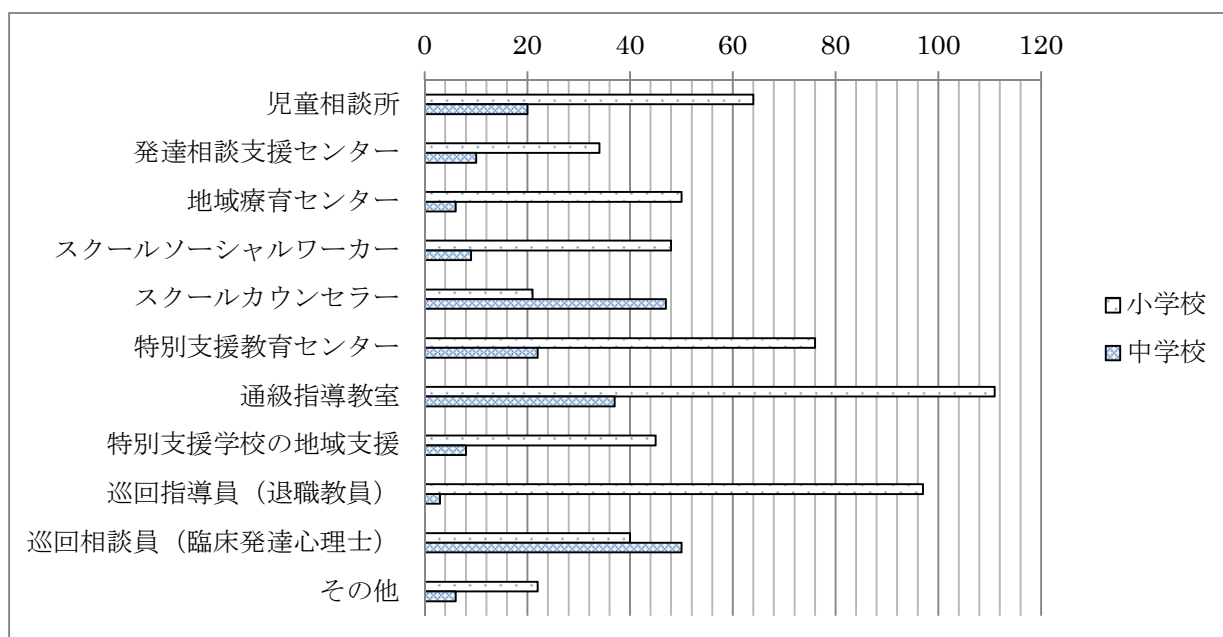


⑤中学校の校内委員会検討内容の分析（平成 24 年度）



小学校では、低学年は、行動面の課題が多く検討されており、中学年から学習面の課題の割合が増加する傾向がみられる。中学生では、1 年生がより多く検討されており学年が上がるに従い減少傾向がみられる。内容も学習面の課題、行動面の課題という順になっている。小学校に比べ不登校の課題の割合が高くなっているのも中学校の特徴である。

⑥小・中学校における専門機関との連携（平成 24 年度）



小学校では、通級指導教室、巡回指導員、特別支援教育センター等と多く連携が図られている。中学校では、巡回相談員、スクールカウンセラー、通級指導教室との連携が図られており、学校種による特色がみられる。平成 24 年度より発達障害の可能性のある生徒への気づきを促すため、臨床発達心理士による巡回相談は、中学校へ重点的に配置された。そのため、小学校では、巡回指導員（特別支援教育の経験豊かな退職教員）の利用が増えていると思われる。

## 5. 川崎市の特別支援教育の特色とめざす方向性に対する提案

### (1) 本市の特別支援教育の特色

- 本市では、人権尊重教育を根幹に取り組んでおり、平成12年には、「子どもの権利に関する条例」が策定されている。
- 障害のある児童生徒が、地域で共に学び育つことを大切に、全ての市立小・中学校において、特別支援学級を設置しており、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒の交流及び共同学習が行われており、共に学び、相互理解を深める教育が推進されている。
- 重複障害児童の学びの場として、小学校内に重複障害特別支援学級を設置し、小学校の児童と共に学ぶ実践を積み重ねてきた。
- 就学相談において、子どもの障害状況や学校の状況の把握を行い、保護者への適切な情報提供の下、本人や保護者の意向を含めた総合的な判断による就学先の決定を行っている。
- 一人一人の教育的ニーズに応える教育を提供できる、多様で柔軟な仕組み（小・中学校の通常学級及び高等学校における特別支援教育体制、通級指導教室、特別支援学級、院内学級、特別支援学校等）の整備に取り組んできた。

### (2) 本市の教育がめざす共生社会

本市がめざすべき「共生社会」とは、文部科学省報告にもある「誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える全員参加型の社会」であると考える。

人々が、お互いの個性や違いを認めた上で、それぞれの力を生かして支えあい、育ちあうことができる環境の中で、一人一人の教育的ニーズに応じた合理的配慮\*を通じて、全ての子どもたちが、その能力や可能性を最大限に発揮し可能な限り社会へ参加できる活力ある社会が「共生社会」であると考える。

### (3) 本市における支援教育の推進

本市ではこれまでも、「共に生き、共に育つ環境を作り、心を育む」ことを教育プランの重点施策に位置付け、生命の尊さや価値を知り、お互いの存在を尊重できる、心豊かな子どもたちを育てることに取組んできた。誰もが、学校や地域の中で相互に人格と個性を尊重し合える共生社会の実現をめざし、障害のある子どもと障害のない子どもが共に生き、共に学ぶことを通じて、社会性や豊かな人間性、そして互いを思いやる心を育むことを推進してきた。共生社会の実現に向けたさらなる取組として、障害の有無にかかわらず、すべての子どもを対象として、一人一人の教育的ニーズに適切に対応していく「支援教育」を推進していくことが望まれる。安心・安全な学校づくりやだれにとっても学びやすい授業づくりを推進していくことが望ましい。

このように本市の支援教育は、すべての子どもがそのニーズに応じた支援を受けて、できる限り同じ場で学ぶことを通じて、学習に参加している実感・達成感を持ちながら、充実した時間を過ごす中で助け合い、支え合って生きていく力を身につけることをめざし、ひいては共生社会の形成に寄与するものとする。

\*合理的配慮…障害者が他の者と平等に全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を逸した又は過度の負担を果たさないものをいう。

## 6. 検討された5つの柱

### ◆共生社会の形成をめざした支援教育の推進に向けたインクルーシブ教育システムの構築

- (1) 川崎の特色を生かした支援教育の推進に向けたインクルーシブ教育システムの構築
- (2) 小・中・高等学校におけるインクルーシブ教育システム構築の推進
- (3) 特別支援学校・特別支援学級におけるインクルーシブ教育システムの構築の推進

### ◆一人一人の教育的ニーズに応じた教育の推進

- (1) サポートノート\*1を作成・活用し、一人一人の教育的ニーズの的確な把握とニーズに応じた教育の推進
- (2) 小・中学校の通常の学級及び高等学校における支援体制、通級指導教室、特別支援学級、院内学級、特別支援学校等など、教育的ニーズに応じた多様な学びの場の充実

### ◆小・中・高等学校における支援体制と学校支援ネットワークの整備

- (1) 小学校における児童支援コーディネーターによる校内支援体制整備の推進
- (2) 中・高等学校における校種の特性や発達段階に応じた校内支援体制整備の推進
- (3) 通級指導教室・特別支援学校によるセンター的機能による学校支援の充実
- (4) 福祉施設、児童相談所、地域療育センター等による区ごとの学校支援ネットワークの整備

### ◆支援教育を推進するための教職員の専門性向上

- (1) 全ての教職員の特別支援教育に関する基礎的な知識の習得に加え、支援教育の理念の理解促進
- (2) 通級指導教室、特別支援学級、特別支援学校に応じた教員の実践的な研修や専門家との連携による専門性の向上

### ◆就学相談や保護者支援の在り方

- (1) 「教育支援委員会」\*2の考え方に基づく就学相談及びの就学後の支援の見直し
- (2) 市民の力を活用した保護者相談・支援の在り方の検討

\*1 サポートノート（個別の教育支援計画）…他機関との連携を図るための長期的な視点に立った計画。一人一人の障害のある子どもについて、乳幼児期から学校卒業後までの一貫した長期的な計画を学校が中心となって作成。作成に当たっては関係機関との連携が必要。また保護者の参画や意見を聞くことなどが求められる。本市では、サポートノートと称し、保護者が保管・管理し、就学から高等部卒業まで一貫した教育を行うためのツールとして活用している。

\*2 「教育支援委員会」…「就学指導委員会」の改編のイメージとして、文部科学省中央教育審議会特別支援教育に関する特別部会の報告に記述されている。

## 7. 検討された課題解決の方向性

### ◆共生社会の形成をめざした支援教育の推進に向けたインクルーシブ教育システムの構築

#### (1) 川崎の特色を生かした支援教育の推進に向けたインクルーシブ教育システムの構築

##### <課題>

- 川崎の特色を生かした支援教育の推進に向けたインクルーシブ教育システムの構築
- 合理的配慮と基礎的環境整備\*の在り方
- 一人一人の教育的ニーズに応じた合理的配慮の調整の在り方

##### <課題解決の方向性>

- |  |
|--|
| ○川崎の特色を生かした支援教育の推進に向けたインクルーシブ教育システムの構築についての理解啓発を図ることが必要である。                  |
| ○文部科学省の研究の動向等や実際の合理的配慮事例を収集し、本市における教育的ニーズに応じた合理的配慮と基礎的環境整備の在り方について検討する必要がある。 |
| ○障害状況に応じた合理的配慮の在り方や、学校と本人や保護者との間で、合理的配慮の在り方を調整し合意形成する手法について検討する必要がある。        |

\*合理的配慮と基礎的環境整備…障害のある子どもに対する支援については、法令に基づき又は財政措置により、国は全国規模で、都道府県は各都道府県内で、市町村は各市町村内で、教育環境の整備をそれぞれ行う。これらは、「合理的配慮」の基礎となる環境整備であり、それを「基礎的環境整備」と呼ぶこととする。これらの環境整備は、その整備の状況により異なるところではあるが、これらを基に、設置者及び学校が、各学校において、障害のある子どもに対し、その状況に応じて、「合理的配慮」を提供する。(文部科学省中央教育審議会特別支援教育に関する特別委員会報告より)

#### (2) 小・中・高等学校におけるインクルーシブ教育システム構築の推進

##### <課題>

- 小・中・高等学校における交流及び共同学習等による相互理解の在り方

##### <課題解決の方向性>

- |  |
|--|
| ○全ての小・中学校に特別支援学級が設置されている利点を活かし、通常の学級と特別支援学級の交流及び共同学習を推進し、相互理解を促進することが望ましい。             |
| ○交流及び共同学習を推進するために、交流推進委員会の設置、交流及び共同学習の年間計画の作成、交流級の出席簿への氏名の掲載等の基本的ルールを確認し、周知することが大切である。 |
| ○小・中学校と特別支援学校間の交流及び共同学習を推進するため、交流籍（副次的学籍）の設置や学校間の事前打ち合わせの在り方について検討することが望ましい。           |

\*交流籍（副次的学籍）…ノーマライゼーションの理念に基づく教育を推進する観点から、特別支援学校の児童生徒と小中学校の児童生徒と一緒に学ぶ機会の拡大を図るとともに、特別支援学校の児童生徒に対する必要な教育的支援を居住地の学校等においても円滑に行うための仕組み。(横浜市の副学籍の定義より)

(3) 特別支援学校におけるインクルーシブ教育システムの構築の推進

<課題>

- 養護学校小学部の設置の在り方
- 障害に応じた専門的な教育と日常的な交流及び共同学習の継続
- 特別支援学校に対する地域の理解

<課題解決の方向性>

○養護学校小学部は、重複障害特別支援学級で培ってきた交流及び共同学習の在り方を継続し、重複障害児童も障害のない児童と共に学ぶインクルーシブ教育システムを構築することが望ましい。
--

○養護学校小学部は、インクルーシブ教育システムの構築をめざし、小学校と主な学校行事を一緒に行うことを基本とする。そのため、児童に交流籍（副次的学籍）の指定や小学部教員、養護教諭、栄養職員等に兼務を発令するなど、両校の児童、保護者、教職員が相互に連携し、協力し合える体制を確立することが望ましい。
---

○特別支援学校は、地域に開かれた学校づくりを目指し、ボランティア養成、地域との連携、地域への貢献に積極的に取り組むことが望ましい。
---

○特別支援学校は、地域と学校を結ぶ職業教育の実習施設の在り方を検討することが望ましい。
---

## ◆一人一人の教育的ニーズに応じた教育の推進

(1) サポートノートを作成・活用し、一人一人の教育的ニーズの的確な把握とニーズに応じた教育の推進

<課題>

- サポートノートの活用
- 一人一人の教育的ニーズの高まりによる人的支援ニーズの増大
- 障害種に応じた専門性の確保
- 乳幼児期から成人期まで一貫した相談支援体制（関係局との連携）

<課題解決の方向性>

- |   |
|---|
| ○児童生徒の教育的ニーズや指導方法について教職員間や保護者との共通理解を図るため、サポートノート（個別の教育支援計画）を効果的に活用し、関係者による児童生徒の理解や支援方法を話し合う支援会議を経て、修正を加え、より充実させていくことが必要である。 |
| ○個別の指導計画*の作成と活用を推進するための研修、相談等の支援体制整備が必要である。   |
| ○一貫した相談・支援を継続するために、乳幼児期から学校卒業後まで継続して使える「（仮称）かわさきサポートノート」を作成し、活用することが望ましい。（関係局との連携）  |
| ○支援の対象となる児童生徒数が増加や教育的ニーズの高まりに対して、教員、サポーター、ボランティアなどの人的支援の在り方の検討が求められる。   |

\*個別の指導計画…指導を行うためのきめ細かな計画。幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに対応して、指導目標や指導内容・方法を盛り込んだ指導計画。例えば、単元や学期、学年ごとに作成され、それに基づいた指導が行われる。

(2) ー①小・中学校の通常の学級及び高等学校における支援体制整備の推進

<課題>

- 義務教育段階で発達障害の可能性のある児童生徒の割合6.5%（H24年12月文部科学省全国調査結果より）
- 違いを認め、育ちあい支えあう学級作り

<課題解決の方向性>

- |   |
|---|
| ○「キャリア在り方生き方教育」による早期からの社会的自立に向けた教育を推進する。        |
| ○すべての子どもに学びやすいユニバーサルな授業を推進する。                   |
| ○人権教育や共生*共育プログラムの推進により、違いを認め、育ちあい支えあう学級作りを推進する。 |
| ○特別支援学級や特別支援学校との交流及び共同学習の推進により相互理解の促進を図る。       |

(2) - ②通級指導教室の教育の充実

<課題>

- 通級指導教室の児童生徒の増加
- 効果的な指導体制の在り方

<課題解決の方向性>

○中学校の情緒関連通級指導教室の拡充の必要性について、ニーズ調査等を踏まえ検討することが必要である。
○通級児童生徒の状態像に応じた学級種別の在り方と自閉症を対象とした通級指導教室の在り方について検討する必要がある。
○通級指導教室の対象児童生徒入級審査会等の運営体制や研修体制の充実のため言語と情緒関連の教室を併設することが望ましい。
○在籍校担任や本人・保護者と相談の上、個別の指導計画の指導目標達成のための通級指導の期間を設定する必要がある。

(2) - ③特別支援学級の教育の充実

<課題>

- 特別支援学級の在籍児童生徒数の増加と障害の重度化・多様化
- 障害種別に応じた教育の充実
- さくら小学校の重複障害指導グループの今後のあり方

<課題解決の方向性>

○こども家庭センターや療育センターの専門家（作業療法士・理学療法士・言語聴覚士）との連携により障害に応じた指導の充実を図ることが望ましい。
○個別の指導計画の作成と活用を推進するための研修、相談等の支援体制整備が必要である。
○特別支援学校のセンター的機能（公開研修・地域支援等）により、特別支援学級における障害種別に応じた教育の充実を図ることが望ましい。
○さくら小学校の重複障害指導グループのより良い在り方を検討する必要がある。
○さくら小学校における交流及び共同学習の研究成果を発信し、全市で共有することが望ましい。

(2) - ④入院・施設入所児童生徒の学習指導・学習支援の充実

<課題>

- 院内学級における入院期間の短縮化による在籍児童生徒の減少
- 入院の短期化や通院の長期化に応じた学習支援ニーズの変化への対応
- 市内の他の病院における長期入院児童生徒への教育支援
- （仮称）こども心理ケアセンター（平成27年開設の情緒障害短期治療施設）での教育支援

<課題解決の方向性>

○教育環境が整い、実績のある聖マリアンナ医科大学病院の院内学級は、特別支援学級（病弱）として継
---



<p>続し、在籍者がいない場合の学習参加者（2カ月以下の入院児童生徒）への学習支援の在り方を検討することが必要である。</p>
<p>○聖マリアンナ医科大学以外の病院の長期入院児童生徒に対しては、特別支援学校の訪問指導、通級指導教室、特別支援学級等適切な教育の在り方について県教育委員会と連携して検討することが必要である。</p>
<p>○（仮称）こども心理ケアセンターに入所する義務教育段階の児童生徒に対して施設内に教育施設を整備することが望ましい。</p>

(2) - ⑤知的障害特別支援学校の教育の充実

<課題>

- 高等部における軽度の知的障害生徒の増加
- 平成30年代まで在籍児童生徒数の増加傾向
- 児童生徒の障害の重度化と多様化
- 障害者の就労促進

<課題解決の方向性>

<p>○特別支援学校高等部の定数の拡充は喫緊の課題であり、川崎市域の特別支援学校高等部の受け入れ枠の拡充について、県教育委員会と連携して検討することが必要である。</p>
<p>○重複障害児童の障害特性に応じたより専門的な教育を実現するため、大戸小学校と稲田小学校の重複障害特別支援学級を養護学校の小学部とすることが必要である。</p>
<p>○小学部には、肢体不自由教育部門を設置することが必要である。</p>
<p>○児童生徒の増加や肢体不自由教育部門の車椅子児童生徒に対応できるスクールバスの適正な配置が必要である。</p>
<p>○スクールバスの効率的運行と乗車時間の軽減を図るため、県立特別支援学校と運行エリアを調整する必要がある。</p>
<p>○重度の障害のある児童生徒の教育の充実に向け、ボランティアの養成等を組織的に取り組むことが望ましい。</p>
<p>○障害の重度化に対して自立活動の充実を図るため、専門家（作業療法士・理学療法士・言語聴覚士・看護師等）を自立活動教員として配置することが望ましい。</p>
<p>○特別支援学校高等部の障害の比較的軽度の生徒に対して社会自立を促進するため、養護学校分教室を就労に向けた教育を推進する高等特別支援学校へ再編整備する必要がある。</p>
<p>○特別支援学校高等部の障害の比較的軽度の生徒に対して社会自立を促進するため、田島養護学校におけるコース制の実践を踏まえて、職業教育を主とする専門学科の在り方を検討する必要がある。</p>
<p>○特別支援学校のセンター的機能による支援の充実を図る必要がある。</p>

(2)－⑥聴覚障害特別支援学校の教育の充実

<課題>

○聾学校の適切な学習集団の確保

<課題解決の方向性>

○市内の聴覚障害児童生徒への専門的教育と児童生徒同士の連携の機会を提供するため、聾学校の専門性の向上と聴覚障害支援センター機能の充実を図ることが望ましい。

○聴覚障害を伴う重複障害の児童生徒に対する指導や支援の在り方を検討することが必要である。

(2)－⑦特別支援学校における医療的ケアの在り方

<課題>

○田島養護学校の医療的ケア拠点校としての整備

○肢体不自由以外の障害児童生徒の医療的ケアニーズへの対応

<課題解決の方向性>

○田島養護学校を、川崎南部地区の医療的ケアの拠点校と位置付け（登録特定行為事業者\*<sup>1</sup>）、本校と分校に看護師を配置し、看護師との連携のもとに研修を経た医療的ケア担当教員（認定特定行為業務従事者\*<sup>2</sup>）による医療的ケアを実施することが必要である。

○知的障害、聴覚障害、視覚障害等を主障害とする児童生徒の医療的ケアの在り方について検討する必要がある。

\* 1 登録特定行為事業者…都道府県に登録し、医師・看護職員等の医療関係者との連携を確保し特定行為の吸引等を行う事業所

\* 2 認定特定行為業務従事者…都道府県に登録した事業所に所属して、登録された研修機関で研修を修了し、医師・看護師等の医療関係者との連携を確保した上で、特定行為の吸引等を行う者。

(2)－⑧教育委員会の組織の再編

<課題>

○指導課特別支援教育係と特別支援教育センターの連携による事業推進

<課題解決の方向性>

○特別支援教育の対象の拡大と国の障害者制度改革に対応し他機関との連携がさらに求められ、かつ、教育委員会における業務の拡充が予想されるため、特別支援教育担当組織の在り方の検討が必要である。

## ◆小・中・高等学校における支援体制と学校支援ネットワークの整備

### (1) 小学校における児童支援コーディネーターによる校内支援体制整備の推進

#### <課題>

- 小学校 1 年生の発達障害の可能性のある児童の割合 9.8% (H24 年 12 月文部科学省全国調査結果より)
- 特別支援教育コーディネーターの多くが担任を兼務

#### <課題解決の方向性>

- |   |
|---|
| ○小学校においては、特別支援教育コーディネーターの機能を拡充し、発達障害だけでなく不登校や虐待等様々な課題のある児童生徒の支援に迅速に対応できるように児童支援コーディネーターとして、その活動に専念できる環境を整える必要がある。 |
| ○校内の有効な資源を活用し、チームで担任を支える効果的な校内体制を推進するとともに、校内体制作りの中心となる児童支援コーディネーターが機能する、組織の在り方を検討する必要がある。                         |
| ○通常の学級に在籍する発達障害等の特別な教育的ニーズのある児童生徒に対してより適切な理解と支援のために、個別の指導計画の普及を図ることが必要である。  |
| ○人権教育、共生＊共育プログラム、学び合いの学習を推進し、お互いの違いを認め、育ちあい支えあう学級集団作りの推進が必要である。   |
| ○特別支援学級へ在籍を移さず、校内通級のできる「特別支援教室」については、国や県の制度改革等の動向を受けてからの検討が望ましい。(再掲)  |

### (2) 中・高等学校における校種の特性や発達段階に応じた校内支援体制整備の推進

#### <課題>

- 中・高等学校における相互理解の促進
- 特別支援教育コーディネーターの多くが担任を兼務
- 学校状況に応じた校内支援体制

#### <課題解決の方向性>

- |  |
|--|
| ○中学校における、特別支援教育コーディネーターと生徒指導担当との効果的な連携の在り方を研究する必要がある。                |
| ○中・高等学校の特別支援教育推進校等による効果的な校内支援体制の実践を、授業公開等を通じて広く周知を図る必要がある。           |
| ○人権教育、共生＊共育プログラム、学び合いの学習を推進し、お互いの違いを認め、育ちあい支えあう学級集団作りの推進が必要である。      |
| ○特別支援学級へ在籍を移さず、校内通級のできる「特別支援教室」については、国や県の制度改革等の動向を受けてからの検討が望ましい。(再掲) |
| ○発達障害の可能性のある生徒の特性に応じた教育を行う後期中等教育の在り方についてプロジェクトを設置し、検討する必要がある。        |

○市立高等学校に在籍する特別な教育的ニーズのある生徒に対する効果的な教育の在り方や就労支援の在り方を検討する必要がある。

(3) - ①通級指導教室のセンター的機能による学校支援の充実

<課題>

- 通級する児童生徒の増加
- センター的機能を担うための活動時間の確保
- センター的機能を担う担当教員の専門性の確保

<課題解決の方向性>

○通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある児童生徒やコミュニケーションに課題のある児童生徒の理解と支援を促進するため、通級指導教室が、その専門性を生かし、各区の小・中・高等学校を支援することが望ましい。

<期待される通級指導教室のセンター的機能>

- ・小・中学校及び高等学校の通常の学級への地域支援（障害特性の理解・適切な指導方法の助言等）
- ・個別の指導計画の作成支援
- ・公開研修の実施

○小学校において言語通級指導教室と情緒関連通級指導教室の併置をすすめ、体制強化により効果的な運営や研修を実施し、センター的機能を担うための専門性の向上や支援するための時間を生み出すことが望ましい。

○通級指導教室のセンター的機能を推進するために、運営の効率化、業務の精選、出張の在り方等の課題について検討することが必要である。

(3) - ②特別支援学校のセンター的機能による学校支援の充実

<課題>

- 参加者のニーズに応じた公開研修
- 特別支援学校の地域支援の効果的な活用

<課題解決の方向性>

○特別支援学校に専門家（作業療法士・理学療法士・言語聴覚士等）を配置し、センター的機能の一環として小・中・高等学校に在籍する重度の障害児童生徒やその担任に対する支援の充実を図ることが望ましい。

○全市の弱視教育を支援するセンター的機能の在り方を検討することが望ましい。

○特別支援学校の専門性を効果的に発揮するために、センター的機能として小・中学校の特別支援学級への支援に重点を置くことが望ましい。

(4) 福祉施設、児童相談所、地域療育センター等による区ごとの学校支援ネットワークの整備

<課題>

- 学校を支援する人材の養成
- 適切な専門機関との連携

<課題解決の方向性>

○支援教育の推進に向け、特別支援教育の中核教員を活用し、特別支援学校のセンター的機能の充実を図り、区単位のスクールクラスター*による支援ネットワークの在り方を検討する必要がある。
○特別支援学級の在籍児童生徒の増加に対して、特別支援学校による地域支援や子ども家庭センター・児童相談所・福祉関係施設との連携による特別支援学級を支援するネットワーク作りを推進することが必要である。
○通級指導教室を核とし、療育・福祉機関やNPO法人等のネットワークによる通常の学級を支援する体制づくりが望ましい。
○巡回相談員・巡回指導員・地域支援チーム・専門家チーム等による通常の学級を支援するより効果的な体制の検討が必要である。
○特別支援教育サポーターやボランティア等の計画的な人材養成と効果的活用が求められる。
○小・中学校に在籍する医療的ケアを毎日必要とする児童生徒の保護者負担の軽減のため、看護師訪問による医療的ケアの今後のあり方について検討する必要がある。
○保護者や市民の力を活かした保護者や児童生徒の相談支援体制づくりが望まれる。

\*スクールクラスター…支援地域内の教育資源（幼、保、小、中、高、特別支援学校、特別支援学級、通級指導教室）それぞれの単体だけでは、子ども一人一人の教育的ニーズに応えることは難しい。こうした域内の教育資源の組合せ（スクールクラスター）により域内のすべての子ども一人一人の教育的ニーズに応え、各地域におけるインクルーシブ教育システムの構築をめざすこと。

## ◆支援教育を推進させるための教職員の専門性向上

(1) 全ての教職員の特別支援教育に関する基礎的な知識の習得に加え、支援教育の理念の理解促進

<課題>

- 発達障害等の障害特性の理解と二次障害の防止
- 支援教育の推進に向けたインクルーシブ教育システム構築の考え方の理解と周知

<課題解決の方向性>

- |  |
|--|
| ○すべての教職員に対して、支援教育の推進に向けたインクルーシブ教育システム構築の考え方について理解を図る研修が必要である。                        |
| ○新規採用教員研修や経年研修等の必修研修において、二次障害を防ぐため AD/HD や自閉症の児童生徒に対する障害特性の理解と適切な指導についての研究や研修が必要である。 |
| ○小・中学校における特別支援学級と通常の学級の交流及び共同学習の推進や教員間の指導連携により児童生徒の特性の理解を促進することが有効である。               |

(2) ー①通級指導教室教員の専門性の向上

<課題>

- 担当教員の世代交代
- 通級指導教室担当教員の育成

<課題解決の方向性>

- |   |
|---|
| ○通級指導教室の担当教員の専門性を高めるため、担当教員に必要な研修内容の見直しや効果的な研修の在り方など研修体制を検討することが望ましい。 |
| ○通級指導教室の専門性を確保するため、担当教員の計画的養成と配置の在り方を検討することが望ましい。                     |
| ○専門職（臨床発達心理士・言語聴覚士等）が通級指導教室へ巡回し、指導助言や発達検査等を行う支援体制を作ることが望ましい。          |
| ○通級指導教室において ICT の効果的活用より特性に応じた教育を推進するため、PC を計画的に配置することが望ましい。          |

(2) ー②特別支援学級教員の専門性の向上

<課題>

- 特別支援学校教員免許取得率の向上
- 担当教員の経験の蓄積

<課題解決の方向性>

- |  |
|--|
| ○軽度の知的障害のある児童生徒に対する教科指導の在り方についての研究や研修が必要である。 |
| ○二次障害を防ぐため障害特性の理解と適切な指導についての研究や研修が必要である。     |

○校内における個別の指導計画の作成支援等の中核教員の役割を明確にし、特別支援学校との人事交流や中核教員養成研修等を通じて、特別支援学級の中核となる教員を計画的に養成することが望ましい。
○特別支援学級のモデル校を選定し、学級運営や授業づくりの在り方について授業公開等を行うことで、実践的に学ぶ研修の実施が望ましい。
○弱視学級・難聴学級における専門性の課題や一人学級の課題の解決のため、その在り方を検討することが望ましい。

(2) 一③特別支援学校教員の専門性の向上

<課題>

- 児童生徒の障害の重度化、多様化に応じた専門性の確保
- サポートノートの作成と活用を通じた専門性の育成
- 教員の育成とサポート体制の在り方

<課題解決の方向性>

○障害の重度化や多様化に対応するため、作業療法士、理学療法士、看護師、言語聴覚士等の専門家の配置による連携の在り方を検討し、自立活動の質を高めることが必要である。(再掲)
○福祉関係機関や障害者団体と連携し、より質の高い体験型の研修を実施することが望ましい。
○サポートノートについては、教職員間および教職員と保護者の共通理解や日々の授業に効果的に活用する方法を研究する必要がある。
○行動の課題が大きな児童生徒に対する効果的な指導の在り方の研究をすることが望ましい。
○特別支援学校区分採用教員の計画的育成と全市的な活躍の在り方を検討することが望ましい。
○横浜国立大学や国立特別支援教育総合研究所の専門的な研修を有効に活用し、中核となる教員を計画的に育成することが望ましい。

## ◆相談・保護者支援の在り方

### (1) 「教育支援委員会」の考え方に基づく就学相談及び就学後の支援の見直し

#### <課題>

- 就学後の支援体制
- 本人及び保護者と学校の意向の調整の在り方
- 相談件数の増加

#### <課題解決の方向性>

○本人や保護者の教育的ニーズを尊重した就学相談やフォローを役割とする「教育支援委員会」の考え方を基に、就学指導委員会の在り方を検討する必要がある。

#### <「教育支援委員会」についての中央教育審議会の特別支援教育に関する特別部会の考え方>

- ・本人や保護者の意向の反映
- ・就学後のフォロー体制の支援
- ・児童生徒の状況に応じたフレキシブルな支援の在り方の選択
- ・学校、教育委員会と保護者の意向を調整する第三者機関の設置

### (2) 市民の力を活用した保護者相談・支援の在り方の検討

#### <課題>

- 早期からの保護者の相談支援と子育て支援の充実
- 学校や相談機関と福祉関係機関の連携
- 学校における一次相談の充実
- 市民の力の活用

#### <課題解決の方向性>

○スムーズな就学相談につなげるため、学校や特別支援教育センターと幼稚園・保育園・療育センター・福祉機関・児童養護施設等が連携を深め、幼児期からの子どもの特性理解や子育て支援を推進する必要がある。

○学校が児童生徒の状況を把握し保護者との共通理解が得られるよう、特別支援教育コーディネーターや児童支援コーディネーターの研修を充実し、学校での一次相談と早期支援に取り組む必要がある。

○保護者相談等において、市民の力を効果的に活用する方法を検討する必要がある。(例：ペアレントトレーニング\*1、ペアレントメンター\*2)

\*1ペアレントトレーニング…保護者が、正しいしつけの方法を学ぶこと。このしつけの方法は行動変容の理論に基づいており、子どものよい行動に注目し、子どものよい面を増やし広げるための具体的な方法である。

\*2ペアレントメンター…「ペアレント」とは親、「メンター」とは「信頼のおける相談相手」という意味。資格ではないが、ペアレントメンターは、発達障害のある子をもつ親の立場で、発達障害の診断を受けたばかりの子どもを親や、様々な子育ての疑問をもつ親に対し、共感的に悩みを聞いたり、地域の情報提供を行ったりしながら寄り添い・支えていく『同じ立場の親による親支援』として活躍が期待されている人材。



## 川崎市特別支援教育推進検討委員会設置要綱

### （目的）

第1条 この要綱は、平成17年3月に策定された本市の10年間の特別支援教育の方針である、「川崎市特別支援教育推進計画」を検証し、平成27年4月からの本市の特別支援教育の方針である「第2期特別支援教育推進計画」への専門知識の導入、市民意見の反映等を目的とする検討委員会（以下「検討委員会」という。）の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

### （検討事項）

第2条 検討委員会は、次に掲げる事項を検討するものとする。

- （1）今後の川崎市の特別支援教育の基本方針
- （2）特別支援教育を推進する上での教育システムの見直し及び人材育成計画等

### （組織）

第3条 検討委員会の委員は、次に掲げる委員をもって組織する。

- （1）学識経験者
- （2）市民代表
- （3）障害者関連団体代表
- （4）保護者代表
- （5）学校関係者
- （6）行政関係者

### （委員）

第4条 検討委員会の委員は教育長が委嘱する。

- 2 検討委員会に委員長、副委員長を置く。
- 3 検討委員会の委員長及び副委員長は委員の互選による。
- 4 委員長は検討委員会の議長を務め、検討委員会を代表し会務を総括する。
- 5 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代行する。
- 6 検討委員会は必要に応じて関係者を招致し、意見を聴取することができる。

### （委員の任期）

第5条 委員の任期は3年とする。

- 2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### （検討委員会）

第6条 検討委員会は委員長が召集する。ただし、第1回は教育長が召集する。

- 2 検討委員会は委員の半数以上の出席をもって成立する。

3 検討委員会は原則公開とする。

(専門部会)

第7条 検討委員会に、専門の事項を調査研究するため、専門部会を置くことができる。

2 専門部会に関して必要な事項は、別に定める。

(事務局)

第8条 検討委員会の事務局は川崎市教育委員会事務局学校教育部指導課に置く。

附 則

この要綱は平成24年6月1日から実施する。

(目的)

第1条 この要領は、第2期川崎市特別支援教育推進検討委員会設置要綱（平成24年6月1日実施）  
第7条に定める専門部会の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(検討事項)

第2条 専門部会は、次に掲げる事項を検討し、川崎市特別支援教育推進検討委員会委員長（以下「委員長」とする）に報告するものとする。

- (1) 今後の聾学校のあり方
- (2) 今後の養護学校高等部分教室のあり方

(組織)

第3条 専門部会は、次に掲げる部会員をもって組織する。

- (1) 関係団体
- (2) 保護者
- (3) 聾学校長
- (4) 聾学校教職員
- (5) 養護学校長
- (6) 養護学校分教室教職員
- (7) 総合教育センター特別支援教育センター室長
- (8) 指導課特別支援教育調整担当課長

(委員)

第4条 専門部会の委員は委員長が委嘱又は任命する。

- 2 専門部会に部会長、副部会長を置く。
- 3 専門部会の部会長及び副部会長は委員長が指名する。
- 4 部会長は専門部会の議長を務め、専門部会を代表し会務を総括する。
- 5 副部会長は部会長を補佐し、部会長に事故あるときはその職務を代行する。
- 6 専門部会は必要に応じて関係者を招致し、意見を聴取することができる。

(委員の任期)

第5条 部会員の任期は26年3月31日までとする。

- 2 補欠部会員の任期は、前任者の残任期間とする。

(検討委員会)

第6条 専門部会は部会長が召集する。

- 2 専門部会は部会員の半数以上の出席をもって成立する。

(事務局)

第7条 専門部会の事務局は川崎市教育委員会事務局学校教育部指導課に置く。

附 則

この要領は平成25年9月17日から実施する。

## 共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための

### 特別支援教育の推進（報告） 概要

—平成24年7月 文部科学省中央教育審議会特別支援教育に関する特別委員会報告—

#### はじめに

障害者の権利に関する条約の国連における採択、政府の障害者制度改革の動き、中央教育審議会での審議、障害者基本法の改正等について記述

#### 1. 共生社会の形成に向けて

##### (1) 共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築

「共生社会」とは、これまで必ずしも十分に社会参加できるような環境になかった障害者等が、積極的に参加・貢献していくことができる社会である。それは、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える全員参加型の社会である。このような社会を目指すことは、我が国において最も積極的に取り組むべき重要な課題である。

障害者の権利に関する条約第24条によれば、「インクルーシブ教育システム」(inclusive education system、署名時仮訳：包容する教育制度)とは、人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みであり、障害のある者が「general education system」(署名時仮訳：教育制度一般)から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供される等が必要とされている。

共生社会の形成に向けて、障害者の権利に関する条約に基づくインクルーシブ教育システムの理念が重要であり、その構築のため、特別支援教育を着実に進めていく必要があると考える。

インクルーシブ教育システムにおいては、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある幼児児童生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に答える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要である。小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある「多様な学びの場」を用意しておくことが必要である。

##### (2) インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進

特別支援教育は、共生社会の形成に向けて、インクルーシブ教育システム構築のために必要不可欠なものである。そのため、以下の〇1から〇3までの考え方にに基づき、特別支援教育を発展させていくことが必要である。このような形で特別支援教育を推進していくことは、子ども一人一人の教育的ニーズを把握し、適切な指導及び必要な支援を行うものであり、この観点から教育を進めていくことにより、障害のある子どもにも、障害があることが周囲から認識されていないものの学習上又は生活

上の困難のある子どもにも、更にはすべての子どもにとっても、良い効果をもたらすことができるものと考えられる。

- 1 障害のある子どもが、その能力や可能性を最大限に伸ばし、自立し社会参加することができるよう、医療、保健、福祉、労働等との連携を強化し、社会全体の様々な機能を活用して、十分な教育が受けられるよう、障害のある子どもの教育の充実を図ることが重要である。
- 2 障害のある子どもが、地域社会の中で積極的に活動し、その一員として豊かに生きることができるよう、地域の同世代の子どもや人々の交流等を通して、地域での生活基盤を形成することが求められている。このため、可能な限り共に学ぶことができるよう配慮することが重要である。
- 3 特別支援教育に関連して、障害者理解を推進することにより、周囲の人々が、障害のある人や子どもと共に学び合い生きる中で、公平性を確保しつつ社会の構成員としての基礎を作っていくことが重要である。次代を担う子どもに対し、学校において、これを率先して進めていくことは、インクルーシブな社会の構築につながる。

基本的な方向性としては、障害のある子どもと障害のない子どもが、できるだけ同じ場で共に学ぶことを目指すべきである。その場合には、それぞれの子どもが、授業内容が分かり学習活動に参加している実感・達成感を持ちながら、充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身に付けていけるかどうか、これが最も本質的な視点であり、そのための環境整備が必要である。

### (3) 共生社会の形成に向けた今後の進め方

今後の進め方については、施策を短期（「障害者の権利に関する条約」批准まで）と中長期（同条約批准後の10年間程度）に整理した上で、段階的に実施していく必要がある。

短期：就学相談・就学先決定の在り方に係る制度改革の実施、教職員の研修等の充実、当面必要な環境整備の実施。「合理的配慮」の充実のための取組。それらに必要な財源を確保して順次実施。

中長期：短期の施策の進捗状況を踏まえ、追加的な環境整備や教職員の専門性向上のための方策を検討していく。最終的には、条約の理念が目指す共生社会の形成に向けてインクルーシブ教育システムを構築していくことを目指す。

## 2. 就学相談・就学先決定の在り方について

### (1) 早期からの教育相談・支援

子ども一人一人の教育的ニーズに応じた支援を保障するためには、乳幼児期を含め早期からの教育相談や就学相談を行うことにより、本人・保護者に十分な情報を提供するとともに、幼稚園等において、保護者を含め関係者が教育的ニーズと必要な支援について共通理解を深めることにより、保護者の障害受容につなげ、その後の円滑な支援にもつなげていくことが重要である。また、本人・保護者と市町村教育委員会、学校等が、教育的ニーズと必要な支援について合意形成を図っていくことが重要である。

乳幼児期から幼児期にかけて、子どもが専門的な教育相談・支援が受けられる体制を医療、保健、福祉等との連携の下に早急に確立することが必要であり、それにより、高い教育効果が期待できる。

## (2) 就学先決定の仕組み

就学基準に該当する障害のある子どもは特別支援学校に原則就学するという従来の就学先決定の仕組みを改め、障害の状態、本人の教育的ニーズ、本人・保護者の意見、教育学、医学、心理学等専門的見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点から就学先を決定する仕組みとすることが適当である。その際、市町村教育委員会が、本人・保護者に対し十分情報提供をしつつ、本人・保護者の意見を最大限尊重し、本人・保護者と市町村教育委員会、学校等が教育的ニーズと必要な支援について合意形成を行うことを原則とし、最終的には市町村教育委員会が決定することが適当である。

現在、多くの市町村教育委員会に設置されている「就学指導委員会」については、早期からの教育相談・支援や就学先決定時のみならず、その後の一貫した支援についても助言を行うという観点から、「育支援委員会」（仮称）といった名称とすることが適当である。「教育支援委員会」（仮称）については、機能を拡充し、一貫した支援を目指す上で重要な役割を果たすことが期待される。就学時に決定した「学びの場」は固定したものではなく、それぞれの児童生徒の発達の程度、適応の状況等を勘案しながら柔軟に転学ができることを、すべての関係者の共通理解とすることが重要である。

就学相談の初期の段階で、就学先決定についての手続の流れや就学先決定後も柔軟に転学できることなどについて、本人・保護者にあらかじめ説明を行うことが必要である（就学に関するガイダンス）。

本人・保護者と市町村教育委員会、学校等の意見が一致しない場合については、例えば、本人・保護者の要望を受けた市町村教育委員会からの依頼に基づき、都道府県教育委員会が、市町村教育委員会への指導・助言の一環として、都道府県教育委員会の「教育支援委員会」（仮称）に第三者的な有識者を加えて活用することも考えられる。

## (3) 一貫した支援の仕組み

可能な限り早期から成人に至るまでの一貫した指導・支援ができるように、子どもの成長記録や指導内容等に関する情報を、その扱いに留意しつつ、必要に応じて関係機関が共有し活用することが必要である。

## (4) 就学先相談、就学先決定に係る国・都道府県教育委員会の役割

都道府県教育委員会の就学先決定に関わる相談・助言機能を強化する必要がある。

就学相談については、それぞれの自治体の努力に任せるだけでは限界があることから、国において、何らかのモデル的な取組を示すとともに、具体例の共有化を進めることが必要である。

## 3. 障害のある子どもが十分に教育を受けられるための合理的配慮及びその基礎となる環境整備

### (1) 「合理的配慮」について

条約の定義に照らし、本特別委員会における「合理的配慮」とは、「障害のある子どもが、他の子どもと平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うことであり、障害のある子どもに対し、その状況に応じて、学校教育を受ける場合に個別に必要とされるもの」であり、「学校の設置者及び学校に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」と定義した。なお、障害者の権利に関する

る条約において、「合理的配慮」の否定は、障害を理由とする差別に含まれるとされていることに留意する必要がある。

障害のある子どもに対する支援については、法令に基づき又は財政措置により、国は全国規模で、都道府県は各都道府県内で、市町村は各市町村内で、教育環境の整備をそれぞれ行う。これらは、「合理的配慮」の基礎となる環境整備であり、それを「基礎的環境整備」と呼ぶこととする。これらの環境整備は、その整備の状況により異なるところではあるが、これらを基に、設置者及び学校が、各学校において、障害のある子どもに対し、その状況に応じて、「合理的配慮」を提供する。

「合理的配慮」の決定に当たっては、障害者の権利に関する条約第 24 条第 1 項にある、人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするといった目的に合致するかどうかの観点から検討が行われることが重要である。

「合理的配慮」は、一人一人の障害の状態や教育的ニーズ等に応じて決定されるものであり、設置者・学校と本人・保護者により、発達の段階を考慮しつつ、「合理的配慮」の観点を踏まえ、「合理的配慮」について可能な限り合意形成を図った上で決定し、提供されることが望ましく、その内容を個別の教育支援計画に明記することが望ましい。なお、設置者・学校と本人・保護者の意見が一致しない場合には、「教育支援委員会」（仮称）の助言等により、その解決を図ることが望ましい。また、学校・家庭・地域社会における教育が十分に連携し、相互に補完しつつ、一体となって営まれることが重要であることを共通理解とすることが重要である。さらに、「合理的配慮」の決定後も、幼児児童生徒一人一人の発達の程度、適応の状況等を勘案しながら柔軟に見直しができることを共通理解とすることが重要である。

移行時における情報の引継ぎを行い、途切れることのない支援を提供することが必要である。

## (2) 「基礎的環境整備」について

「合理的配慮」の充実を図る上で、「基礎的環境整備」の充実は欠かせない。そのため、必要な財源を確保し、国、都道府県、市町村は、インクルーシブ教育システムの構築に向けた取組として、「基礎的環境整備」の充実を図っていく必要がある。

共生社会の形成に向けた国民の共通理解を一層進め、インクルーシブ教育システム構築のための施策の優先順位を上げていくことが必要である。

## (3) 学校における「合理的配慮」の観点

「合理的配慮」の観点について整理するとともに、障害種別の「合理的配慮」は、その代表的なものと考えられるものを例示している。示されているもの以外は提供する必要がないということではなく、一人一人の障害の状態や教育的ニーズ等に応じて決定されることが望ましい。

現在必要とされている「合理的配慮」は何か、何を優先して提供するかなどについて、関係者間で共通理解を図る必要がある。

複数の種類の障害を併せ有する場合には、各障害種別の「合理的配慮」を柔軟に組み合わせることが適当である。

#### (4)「合理的配慮」の充実

これまで学校においては、障害のある児童生徒等への配慮は行われてきたものの、「合理的配慮」は新しい概念であり、現在、その確保についての理解は不十分であり、学校・教育委員会、本人・保護者の双方で情報が不足していると考えられる。そのため、早急に「合理的配慮」の充実に向けた調査研究事業を行い、それに基づく国としての「合理的配慮」のデータベースを整備し、各教育委員会の参考に供することが必要である。また、中長期的には、それらを踏まえて、「合理的配慮」、「基礎的環境整備」を充実させていくことが重要であり、必要に応じて、学校における「合理的配慮」の観点や代表的なものと考えられる例を見直していくことが考えられる。

「合理的配慮」は、その障害のある子どもが十分な教育が受けられるために提供できているかという観点から評価することが重要であり、それについても研究していくことが重要である。例えば、個別の教育支援計画、個別の指導計画について、各学校において計画に基づき実行した結果を評価して定期的に見直すなど、PDCA サイクルを確立させていくことが重要である。

### 4. 多様な学びの場の整備と学校間連携等の推進

#### (1) 多様な学びの場の整備と教職員の確保

多様な学びの場として、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校それぞれの環境整備の充実を図っていくことが必要である。

通常の学級においては、少人数学級の実現に向けた取組や複数教員による指導など指導方法の工夫改善を進めるべきである。

特別支援教育により多様な子どものニーズに的確に responding していくためには、教員だけの対応では限界がある。校長のリーダーシップの下、校内支援体制を確立し、学校全体で対応する必要があることは言うまでもないが、その上で、例えば、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律に定める教職員に加えて、特別支援教育支援員の充実、さらには、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、ST（言語聴覚士）、OT（作業療法士）、PT（理学療法士）等の専門家の活用を図ることにより、障害のある子どもへの支援を充実させることが必要である。

医療的ケアの観点からの看護師等の専門家についても、必要に応じ確保していく必要がある。

幼稚園、高等学校における環境整備の充実のため、特別支援学校のセンター的機能の活用等により教員の研修を行うなど、各都道府県教育委員会が環境を整えていくことが重要である。

#### (2) 学校間連携の推進

域内の教育資源の組合せ（スクールクラスター）により、域内のすべての子ども一人一人の教育的ニーズに応え、各地域におけるインクルーシブ教育システムを構築することが必要である。

特別支援学校は、小・中学校等の教員への支援機能、特別支援教育に関する相談・情報提供機能、障害のある児童生徒等への指導・支援機能、関係機関等との連絡・調整機能、小・中学校等の教員に対する研修協力機能、障害のある児童生徒等への施設設備等の提供機能といったセンター的機能を有している。

今後、域内の教育資源の組合せ（スクールクラスター）の中でコーディネーター機能を発揮し、通級による指導など発達障害をはじめとする障害のある児童生徒等への指導・支援機能を拡充するなど、



インクルーシブ教育システムの中で重要な役割を果たすことが求められる。そのため、センター的機能の一層の充実を図るとともに、専門性の向上にも取り組む必要がある。

域内の教育資源の組合せ（スクールクラスター）や特別支援学校のセンター的機能を効果的に発揮するため、各特別支援学校の役割分担を、地域別や機能別といった形で、明確化しておくことが望ましく、そのための特別支援学校ネットワークを構築することが必要である。

### （3）交流及び共同学習の推進

特別支援学校と幼・小・中・高等学校等との間、また、特別支援学級と通常の学級との間でそれぞれ行われる交流及び共同学習は、特別支援学校や特別支援学級に在籍する障害のある児童生徒等にとっても、障害のない児童生徒等にとっても、共生社会の形成に向けて、経験を広め、社会性を養い、豊かな人間性を育てる上で、大きな意義を有するとともに、多様性を尊重する心を育むことができる。

特別支援学校と幼・小・中・高等学校等との間で行われる交流及び共同学習については、双方の学校における教育課程に位置付けたり、年間指導計画を作成したりするなど交流及び共同学習の更なる計画的・組織的な推進が必要である。その際、関係する都道府県教育委員会、市町村教育委員会等との連携が重要である。また、特別支援学級と通常の学級との間で行われる交流及び共同学習についても、各学校において、ねらいを明確にし、教育課程に位置付けたり、年間指導計画を作成したりするなど計画的・組織的な推進が必要である。

### （4）関係機関等との連携

医療、保健、福祉、労働等の関係機関等との適切な連携が重要である。このためには、関係行政機関等の相互連携の下で、広域的な地域支援のための有機的なネットワークが形成されることが有効である。

## 5. 特別支援教育を充実させるための教職員の専門性向上等

### （1）教職員の専門性の確保

インクルーシブ教育システム構築のため、すべての教員は、特別支援教育に関する一定の知識・技能を有していることが求められる。特に発達障害に関する一定の知識・技能は、発達障害の可能性のある児童生徒の多くが通常の学級に在籍していることから必須である。これについては、教員養成段階で身に付けることが適当であるが、現職教員については、研修の受講等により基礎的な知識・技能の向上を図る必要がある。

すべての教員が多岐にわたる専門性を身に付けることは困難なことから、必要に応じて、外部人材の活用も行い、学校全体としての専門性を確保していくことが必要である。

### （2）各教職員の専門性、養成・研修制度等の在り方

学校全体としての専門性を確保していく上で、校長等の管理職のリーダーシップは欠かせない。また、各学校を支援する、教育委員会の指導主事等の役割も大きい。このことから、校長等の管理職や教育委員会の指導主事等を対象とした研修を実施していく必要がある。

特別支援学校教員の特別支援学校教諭免許状（当該障害種又は自立教科の免許状）取得率は約 7 割

となっており、特別支援学校における教育の質の向上の観点から、取得率の向上による担当教員としての専門性を早急に担保することが必要である。このため、養成、採用においては、その取得について留意すべきである。特に現職教員については、免許法認定講習の受講促進等の取組を進めるとともに、その後も研修を通じた専門性の向上を図ることが必要である。

特別支援学級や通級による指導の担当教員は、特別支援教育の重要な担い手であり、その専門性が校内の他の教員に与える影響も極めて大きい。このため、専門的な研修の受講等により、担当教員としての専門性を早急に担保するとともに、その後も研修を通じた専門性の向上を図ることが必要である。

### (3) 教職員への障害のある者の採用・人事配置

「共生社会」とは、これまで必ずしも十分に社会参加できるような環境になかった障害のある者等が、積極的に参加・貢献していくことができる社会であり、学校においても、障害のある者が教職員という職業を選択することができるよう環境整備を進めていくことが必要である。

発行	川崎市特別支援教育推進検討委員会
編集	川崎市特別支援教育推進検討委員会事務局 (川崎市教育委員会学校教育部指導課)
発行年月日	平成 26 年 3 月 25 日

川崎市特別支援教育推進検討委員会 報告 概要版

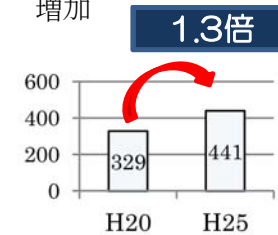
第 1 期特別支援教育推進計画（平成 17 年度策定）

<特別支援教育推進計画>

	推進計画	取組状況
聾 学 校	0～2 歳児相談体制	乳幼児相談体制確立
	通級による指導・巡回指導	難聴通級指導教室設置
	聴覚障害のセンター的機能	聴覚支援センターとして聴覚障害児童生徒を支援
	進路指導や教育課程の充実	教育環境整備 専門学科名称変更 被服科→ライフクリエイト科
田 島 養 護 ・ 養 護 学 校	田島養護の医療的ケア体制整備	非常勤看護師配置 運営委員会設置
	重複障害特別支援学級を養護学校小学部の分校又は分教室として整備	養護学校小学部分教室として開設予定。
	特別支援学校のセンター的機能	地域支援や公開研修等の実施
	社会自立を目指し高等養護学校の設置	聾学校内に職業教育を中心とした養護学校の高等部分教室設置
小 中 高 等 学 校	居住地交流の推進	要綱を定め、実施
	特別支援教室の研究	実施せず
	通常の学級に在籍する特別な教育的ニーズのある児童生徒に対する校内支援体制整備	全小中高等学校でコーディネーターを選定し、校内委員会を開催。 巡回相談・巡回指導体制、特別支援教育サポーターの配置
	通級指導教室の相談システム整備	小学校—各区に言語と情緒関連通級指導教室設置。 中学校—情緒関連 3 校設置

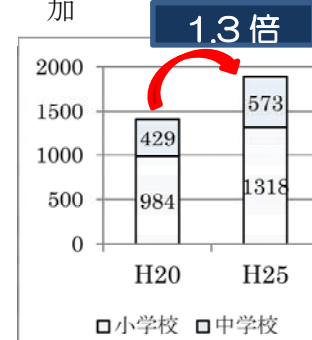
主な課題

◎特別支援学校の在籍児童生徒の数の増加



○教員の専門性向上  
○就労支援の推進

◎特別支援学級の在籍児童生徒数の増加



◎小中学校の通常の学級における発達障害の可能性のある児童生徒への支援の充実  
小中学校 6.5%  
内訳；小 1 年 9.8%  
中 1 年 4.8%  
(H24.12 文科省調査)

◎共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進  
(H24.7 文科省報告)

本市の特別支援教育がめざす方向性に対する提案

本市ではこれまでも、「共に生き、共に育つ環境を作り、心を育む」ことを教育プランの重点施策に位置付け、生命の尊さや価値を知り、お互いの存在を尊重できる、心豊かな子どもたちを育てることに取組んできた。誰もが、学校や地域の中で相互に人格と個性を尊重し合える共生社会の実現をめざし、障害のある子どもと障害のない子どもが共に生き、共に学ぶことを通して、社会性や豊かな人間性、そして互いを思いやる心を育むことを推進してきた。

**共生社会の実現に向けたさらなる取組として、障害の有無にかかわらず、すべての子どもを対象として、一人一人の教育的ニーズに適切に対応していく「支援教育」を推進していくことが望まれる。**安心・安全な学校づくりやだれにとっても学びやすい授業づくりを推進していくことが望ましい。

検討された課題解決の方向性（概要）

5 つの柱	方向性
1. 支援教育の推進に向けたインクルーシブ教育システムの構築	○川崎の特色を生かした <b>支援教育の推進</b> に向けた <b>インクルーシブ教育システムの構築</b> についての理解啓発を図ることが必要である。 ○小・中学校と特別支援学校間の交流及び共同学習を推進するため、 <b>交流籍（副次的学籍）の設置</b> や学校間の事前打ち合わせの在り方について検討することが望ましい。
2. 一人一人の教育的ニーズに応じた教育の推進	○さくら小学校の <b>重複障害指導グループのより良い在り方</b> を検討する必要がある。 ○聖マリアンナ医科大学 <b>以外の病院の長期入院児童生徒</b> に対しては、特別支援学校の訪問指導、通級指導教室、特別支援学級（病弱級）等適切な教育の在り方について県教育委員会と連携して検討することが必要である。 ○障害の重度化に対して自立活動の充実を図るため、 <b>専門家（作業療法士・理学療法士・言語聴覚士・看護師等）を自立活動教員として配置</b> することが望ましい。 ○特別支援学校高等部の障害の比較的軽度の生徒に対して社会自立を促進するため、川崎市立養護学校 <b>分教室</b> を就労に向けた教育を推進する <b>高等特別支援学校へ再編整備</b> する必要がある。
3. 小・中・高等学校における支援体制と学校支援ネットワークの整備	○小学校においては、特別支援教育コーディネーターの機能を拡充し、発達障害だけでなく不登校や虐待等様々な課題のある児童生徒に迅速に対応できるように <b>児童支援コーディネーター</b> として、その <b>活動に専念できる環境を整える</b> 必要がある。 ○通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある児童生徒やコミュニケーションに課題のある児童生徒の理解と支援を促進するため、 <b>通級指導教室が、その専門性を生かし、各区の小・中・高等学校を支援</b> することが望ましい。
4. 支援教育を推進するための教職員の専門性向上	○校内における個別の指導計画の作成支援等の中核教員の役割を明確にし、特別支援学校との人事交流や <b>中核教員養成研修</b> 等を通じて、 <b>特別支援学級の中核となる教員を計画的に養成</b> することが望ましい。 ○ <b>特別支援学校区分採用教員の計画的育成と全市的な活躍の在り方</b> を検討することが望ましい。
5. 就学相談や保護者支援の在り方	○本人や保護者の教育的ニーズを尊重した就学相談や就学後のフォローを役割とする「 <b>教育支援委員会</b> 」の考え方を基に、就学指導委員会の在り方を検討する必要がある。 ○保護者相談等において、 <b>市民の力を効果的に活用する方法</b> を検討する必要がある。

川崎市特別支援教育推進計画（仮称）策定までのスケジュール

平成 25 年度	平成 26 年度
推進検討委員会 報告	推進計画素案⇒教育委員会、市議会での審議会、パブリックコメント⇒推進計画策定 (かわさき教育プランの策定に合わせて策定予定)